

III. フィリピン

本報告書は、林野庁のクリーンウッドナビに掲載されている平成 29 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報収集（熱帯地域）事業で実施したフィリピンの調査の結果をとりまとめた報告書の情報の更新及び補足をするものである。

1. 森林の伐採段階に於ける法令等調査

(1) 法令等の概要及び運用状況

① 森林の定義

フィリピンの森林面積は、2020 年の時点で 772 万 6,000ha であり、国土面積（29 万 8,170 km²）の 26%を占めている。

フィリピンでは森林を面積が 0.5ha 以上、樹冠被覆率が 10%を超え、立木が成熟時に最低でも 5 mの樹高に達する土地で、若齢の天然林及び林業目的の造林地を含む土地をいうと定義している¹⁷⁵。

森林は、閉鎖林（森林面積の 31%）及び開放林（同 65%）に区分し、前掲の森林面積にはこれらの他にマングローブ林（同 4 %）が加えられている。

表Ⅲ－1 森林面積（2020 年）

区 分	面積（千 ha）	定 義
森林（計）	7,726	樹冠被覆率が 10%を超え、立木が成熟時に 5 m以上に達する土地。若齢の天然林及び林業目的で造林地を含む
閉鎖林	2,221	多様な階層の立木及び下草が表土の 40%以上を覆い、連続して密集した草がない土地
開放林	4,694	連続していない樹木群があり、その被覆率が 10%を超え、かつ、40%未満である土地
マングローブ林	311	マングローブが構成している森林

資料：DENR, Forest Management Bureau, “Philippine Forestry Statistics”, 2022.

DENR, Forest Management Bureau, “Philippine Forests at a Glance”, 2023 Edition, p 23.

② 憲法が定める森林の位置付け

1987 年フィリピン共和国憲法（以下、「憲法」という。）は、森林の所有と利用について次のように定めている¹⁷⁶。

- 森林、木材、野生生物、動植物その他の天然資源は、全て国家の所有である。
- 農地を除き天然資源は譲渡できない。
- 天然資源の探査、開発及び利用は、国家の完全な管理監督の下におかれる。
- 国家は、天然資源の探査、開発及び利用を直接行うか、フィリピン国民又は同国民が資本の 60%以上を所有する企業又は団体との共同生産、合弁事業又は生産分与の契約の締結を通じて行える。
- 上記の契約は、法律が規定する条件に基づき、契約期間は 25 年を超えない範囲で行い、契約を更新する場合もその期間は 25 年を超えられない。

¹⁷⁵ DENR, Forest Management Bureau, “Philippine Forests at a Glance”, 2023 Edition, p 23.

¹⁷⁶ 憲法第 12 章第 2 条の規定から抜粋

憲法は、上記のように森林の所有と利用を定めているため、森林や森林内の木材を一般国民又は憲法が定める要件に該当する法人が利用するときは、国との契約が必要である。さらに、林業関連法令が定める土地利用に係る契約又は協定の期間は、憲法が定めるように、新規契約の場合で 25 年、更新契約の場合も 25 年に設定されている。

③ 林業全般に係る法令

フィリピンでは、森林破壊や環境及び天然資源の劣化を緩和するために、森林及び森林資源の適切な管理と利用に係る様々な法令が公布されている。

これらの法令は、次表に掲げる「改正フィリピン森林法（The Revised Forestry Code of the Philippines or Presidential Decree (PD) No. 705, series of 1975）」（以下、「森林法」という。）、「天然林及び残存林における木材の伐採及び収穫の一時停止の宣言並びに違法伐採防止タスクフォースの設置のための 2011 年行政命令第 23 号（Moratorium on the cutting and harvesting of timber in the natural and residual forests and creating the Anti-Illegal Logging Task Force or Executive Order (EO) No. 23, series of 2011）」及び「2002 年チェーンソー法（Chainsaw Act of 2002 or Republic Act (RA) No. 9175）」を通じて、森林資源の利用、開発及び所有に関する事項並びにライセンス、ライセンス契約、リース、認証又は許可その他の林業に関連する活動に係る規則を定めている。

さらに、森林及び生物多様性の保護を行う国家戦略のツールとして、2018 年には「景観及び野生生物多様性指標（LAWIN : Landscape and Wildlife Indicator）」による森林及び生物多様性の保護システムを採用する行政命令（The LAWIN Forest and Biodiversity Protection System (DENR Administrative Order (DAO) No. 2018-21)）が公布され、2019 年から同システムの運用を開始して立木を含む森林資源の監視及び管理を推進している。

表Ⅲ－２ 林業全般に係る法令

法令名（仮訳）	法令名（原文）	概 要
改正フィリピン森林法 (1975 年大統領令第 705 号) (改正を含む) (PD 705)	The Revised Forestry Code of the Philippines or Presidential Decree (PD) No. 705, series of 1975	森林関連法令の中心となる法律。森林の管理体制、森林の分類及び調査、森林の利用及び管理並びに罰則を定める。
天然林及び残存林における伐採及び収穫の一時停止の宣言並びに違法伐採防止タスクフォースの設置のための 2011 年行政命令第 23 号 (EO 23)	Moratorium on the cutting and harvesting of timber in the natural and residual forests and creating the Anti-Illegal Logging Task Force or Executive Order (EO) No. 23, series of 2011	天然林における伐採及び収穫の一時停止ならびに違法伐採対策タスクフォースの設置を定める命令
2002 年チェーンソー法 (共和国法 RA 9175)	Chainsaw Act of 2002 or Republic Act (RA) No. 9175	違法伐採又は無許可伐採を防止するためにチェーンソーの所持、販売、譲渡、輸入及び使用を規制する法律
LAWIN 森林及び生物多様性保護システム (環境天然資源省命令 : DAO 2018-21)	The LAWIN Forest and Biodiversity Protection System (DENR Administrative Order (DAO) No. 2018-21.)	国家戦略として森林及び生物多様性の保護のために LAWIN システムを採用する決定し、同システムの運用体制を規定

資料：環境天然資源省森林管理局提供文書

A. 森林法（1975 年大統領令第 705 号）

森林法は、フィリピンの森林関連法令の中心に位置付けられている法令である。

同法は国の森林政策の対象として、次の四点を掲げている¹⁷⁷。

- 国の発展及び進展のための要件、科学技術の進捗及び公共福祉に沿った林地の多様な利用
- 体系化され、迅速化された土地の分類及び測量
- 木材加工工場の設立の奨励及び合理化
- 生産性の維持が確保された林地の保護、開発及び再生

これらの森林政策を対象とした改正フィリピン森林法の概略は、次のとおりである。

a. 土地の分類及び調査

大臣は、全ての公有地を分類するための基準、指針及び方法を定めるものとし、未分類の公有地における林業用途に必要な土地は永久林として特定し、不要と判断できる土地にあっては譲渡・処分可能地として土地局に、海岸保全に不要なマングローブ林で釣り場として適切な土地にあっては漁業水産資源局に移管する¹⁷⁸。

永久林と譲渡・処分可能地との境界を確定し、境界標識の配置その他の視認性が高い有効な方法により境界を表示する¹⁷⁹。

b. 森林の利用及び管理

森林の利用、開発、占有、所有及び活動は、事前評価を実施し、国の発展と公共福祉のための最大限の効果を担保し、諸活動の影響を最小限にとどめる方法を用いる場合に限り認められる¹⁸⁰。森林の利用、開発、占有、所有及び活動又は木材加工工場の設立及び運営は、ライセンス契約、ライセンス、リース契約又は許可を要する¹⁸¹。

林地における林産物の活用及び生産林の伐採については、立木資源調査その他の事前調査を行い、法令が定める持続可能な収量を担保する方法を採用する¹⁸²。

c. 木材産業政策

指定された木材産業の拠点又は経済エリアにおける木材産業の育成及び輸出入拠点の整備を行う。原料調達地における木材の持続可能な供給が担保されない限り新たな工場は設立できない。加工工場は、政府の合理化政策の対象であり、合理化計画にそぐわない不採算工場については、政府が

¹⁷⁷ 森林法第 2 条

¹⁷⁸ 森林法第 13 条

¹⁷⁹ 森林法第 17 条

¹⁸⁰ 森林法第 19 条

¹⁸¹ 森林法第 20 条

¹⁸² 森林法第 21 条—第 28 条

計画の中止、操業停止又は段階的な廃止を決定する¹⁸³。

産業用人工林及び樹木農地の開発を奨励し、天然資源を開発又は利用する資格を有する者に森林再生対象林地として指定された公有林地における1,000ha以上の産業用人工林又は100ha以上の樹木農地のリース権を付与し、これらの開発に対する優遇措置を講じる¹⁸⁴。

d. 森林保護

森林資源の破壊、減退又は劣化を防ぐためのコンセッション内の管理、木材利用及び木材加工工場に係る規則の制定、譲渡処分可能地における資源調査及び開発への参加、沼地及びマングローブ林の保護、採鉱活動の規制、監督体制の整備、林道その他の路網及び基盤の整備、林地の占有を管理するための調査及び決定に係る農林開発計画の策定並びに林地における焼畑農耕民、不法占拠者その他の占拠者に係る調査を実施する¹⁸⁵。

e. その他

改正フィリピン森林法では、丸太、製材品、合板その他の林産物を国内外の市場に販売する者に政府が定める等級規則の遵守及び荷口別の販売製品の種類、規格及び寸法を正確に記載したインボイスの発行を義務付けている¹⁸⁶。

B. 天然林及び残存林における伐採及び収穫の一時停止の宣言並びに違法伐採防止タスクフォースの設置のための2011年行政命令第23号

2011年行政命令第23号は、森林地帯の減少により悪化している気候の変動が環境に与える破壊的な影響が深刻であること、水資源を支える流域及び河川の速やかな保護と回復が必要であること及び森林資源の無秩序な破壊を阻止することが重要であるとして¹⁸⁷、天然林における伐採の一時停止及び違法伐採対策タスクフォースの設置を制定している。

a. 天然林材の伐採の一時停止

国内の天然林及び残存林での伐採は、この命令が発効し解除されるまでの間、停止する。このため、環境天然資源省その他の機関が発行する天然林及び残存林¹⁸⁸における伐採許可の発行は、全面的に停止する。ただし、公共事業道路省（DPWH）による道路建設に伴う伐採¹⁸⁹及び環境天然資源省の指

¹⁸³ 森林法第30条・31条

¹⁸⁴ 森林法第33条―第36条

¹⁸⁵ 森林法第37条―第52条

¹⁸⁶ 森林法第79条

¹⁸⁷ 2011年行政命令第23号前文

¹⁸⁸ フィリピンでは、森林又は立木の法令上の取扱いが自然発生したものか又は植林したものかにより大きく異なる。自然発生したものに含まれるものには、「天然林」、「残存林」及び「自然発生した立木」がある。この内、「天然林」及び「残存林」は天然林のカテゴリーに含まれ、「残存林」とは天然林の択伐後に残された立木で構成する森林を指している。「自然発生した立木」は、植林はしていないものの林地に自然に発生して成長した立木をいい、この立木を利用するときは、発生した場所が人工林の中であっても環境天然資源省の承認を要する。

¹⁸⁹ 伐採木は環境天然資源省に引き渡す。

針を厳格に遵守した先住民権利法に基づく文化的慣行に関連する伐採はこの限りではない¹⁹⁰。

現在もこの命令は解除されていないため、前段落の但し書の場合を除き、フィリピンでは天然林及び残存林の伐採禁止が継続されている。

b. 違法伐採防止タスクフォースの設置

違法伐採タスクフォースは、環境天然資源省の監督下で天然林及び残存林における伐採の一時停止に係る措置を執行し、違法伐採防止キャンペーンを主導している¹⁹¹。

C. 2002 年チェーンソー法

2002 年チェーンソー法は、憲法が定める持続可能な管理による森林資源の保全、開発及び保護の原則に基づき、チェーンソーの使用により悪化している違法伐採その他の森林破壊の撲滅を目的として、チェーンソーの所有、所持、販売、譲渡、輸入又は使用を規制するための共和国法である¹⁹²。

同法では、チェーンソーの製造、販売若しくは輸入又はその使用若しくは使用を許可制とし、この許可の要件及びチェーンソーの登録方法について規定している。

D. LAWIN システムの採用

表Ⅲ－２に掲げる法令の内、前回実施した調査（2018 年度）以降に施行されたものは、2018 年の「フィリピンにおける森林及び生物多様性の保護のための国家戦略としての LAWIN システムの採用」（以下、「LAWIN システム採用令」という。）である。

LAWIN システムは、環境天然資源省が USAID（United States Agency for International Development：米国国際開発庁）の協力を得て開発したウェブベースのモバイルアプリケーションであり、環境天然資源省が行う計画、巡回及び環境に対する脅威に対応する環境天然資源省職員及び森林の管理者が行う活動の標準化と近代化を目的としている。データ収集には、オープンソースソフトウェアである「サイバートラッカー（Cyber Tracker）」を使用し、データ分析、マッピング及び報告書生成用ソフトウェアには「スペーシャルモニタリング（Spatial Monitoring）」及び「スマート（Smart）」を使用している。2019 年に LAWIN システムが導入された結果、重要な生物多様性地域の適格な特定と分析がなされ、保護地域の管理計画を強化するための保護目標の設定ができるようになっている¹⁹³。

「LAWIN システム採用令」では、命令の目的を「森林と生物多様性の管理に関連する科学に基づいた技術支援の森林保護システムの適用により、森林と生物多様性の保護を強化する景観及び野生生物指標（LAWIN）及び生物多様性保護システムを国の森林生物多様性に係る国家戦略としての採用し、森林と生

¹⁹⁰ 2011 年行政命令第 23 号第 2 条

¹⁹¹ 2011 年行政命令第 23 号第 3 条

¹⁹² 2002 年チェーンソー法第 2 条

¹⁹³ Development Academy of the Philippine, “LAWIN Forest and Biodiversity Protection System”, (<https://coe-psp.dap.edu.ph/>)

物多様性の保護と保全活動の透明性、説明責任及び効率性を確保することにある」と定めている¹⁹⁴。

景観及び野生生物指標は、次の四つの要素で構成している¹⁹⁵。

a. 森林保全地域計画

環境天然資源省コミュニティ事務所（CENRO）は、森林保全地域計画を5年以上10年以下の期間を対象に策定し、同計画を策定するために次の活動を行っている。

- i. 現在の森林被覆の分析
- ii. 保全目標の特定
- iii. 望ましい将来の森林状態の策定
- iv. 測定可能な保全目標の策定
- v. 目標を達成するための戦略と活動の特定

b. 巡回の計画と実施

環境天然資源省コミュニティ事務所は、森林の巡回を計画し、実施する。巡回計画では、対象地の決定、効果的、かつ、効率的な巡回ルートの設定、巡回チームの編成と対象地の割当及び巡回スケジュールの設定が行われる。

巡回ルートには森林保護区内のホットスポット、重要な生息地、指標種の既知の場所その他の戦略的な場所が含まれ、巡回計画には四半期に一回の更新が義務付けられている。

c. データの管理と活用

巡回活動により収集したデータは、行政部門の現場、州、地域及び国家レベルで管理される。

分析したデータは、巡回計画の更新、巡回実績の分析、保全目標の達成度の測定及び観察された脅威への対応の追跡のための参考資料として使用し、森林と生物多様性の管理に係る政策、計画又はプログラムの開発ツールとして関係省庁が使用している。

d. 脅威への対応

脅威への対応は、環境天然資源省コミュニティ事務所により実施されるが、脅威が州、地域及び国家のレベルにまで及ぶ可能性があるため、森林管理局及び生物多様性管理局が共同で対応プロトコルの作成及び巡回チームが定期巡回中及び巡回後に脅威に対応できるための支援を行っている。

フィリピン開発アカデミー（Development Academy of the Philippine）¹⁹⁶は、LAWIN システムの導入により、保護区の状態がリアルタイムで報告できるようになったほか、野生生物保護官や地域ボランティアが関係機関に環境犯罪の証拠となる観察結果や写真を迅速に通報でき、国及び地方レベルの管理者

¹⁹⁴ LAWIN システム採用令第3条

¹⁹⁵ LAWIN システム採用令第4条

¹⁹⁶ 国家経済開発庁の附属機関

及び巡回担当者の環境犯罪の監視と解決のために行う報告書作成及び行動計画の実施に必要なデータと情報の迅速な利用に効果をあげているとウェブニュースで伝えている¹⁹⁷。

④ 森林管理に係る法令

森林管理局によれば、森林管理に係る主要な法令は、1995 年 7 月に発効した「国の森林資源の持続可能な開発を確保するための国家戦略としてコミュニティベースの森林管理の採用及びその実施のためのメカニズムの提供について（行政命令第 263 号）（Adopting Community-based Forest Management as the National Strategy to Ensure the Sustainable Development of the Country's Forestlands Resources and Providing Mechanisms for its Implementation, EO No, 263）」（以下、「コミュニティベース森林管理の採用に係る命令」という。）及び 2004 年 6 月に発効した「フィリピンにおける持続可能な森林開発の促進（行政命令第 318 号）（Promoting Sustainable Forest Management in the Philippines, EO No. 318）」（以下、「持続可能な森林開発の促進に係る命令」という。）及び 1995 年 7 月に公布された行政命令、「国の森林資源の持続可能な開発を確保するための国家戦略としてコミュニティベースの森林管理の採用及びその実施のためのメカニズムの提供について（行政命令第 263 号）（Adopting Community-based Forest Management as the National Strategy to Ensure the Sustainable Development of the Country's Forestlands Resources and Providing Mechanisms for its Implementation, EO No, 263）」（以下、「コミュニティベース森林管理の採用に係る命令」という。）である。

A. コミュニティベースの森林管理の採用に係る命令

コミュニティベースの森林管理は、フィリピンの中心的な森林管理方法である。2022 年現在、環境天然資源省が発している協定、リース契約その他の土地利用権により管理されている森林面積は 207 万 9,000ha であり、この面積の 8 割にあたる 166 万 5,000ha はコミュニティベース森林管理協定（Community-Based Forest Management Agreement: CBFMA）により管理されている面積である¹⁹⁸。

コミュニティベース森林管理の採用に係る命令では、コミュニティベースの森林管理を持続可能な林業と社会正義を実現するための国家戦略とする¹⁹⁹と位置付け、その前文で森林の再生、保護、保全の責任を利害関係者であるコミュニティに委ね、コミュニティへの森林と沿岸の資源への公平なアクセスの提供は、環境天然資源省及びさまざまな支援機関の経験から得られた実行可能な森林地帯管理戦略であると述べている。

B. 持続可能な森林開発の促進に係る命令

持続可能な森林開発の促進に係る命令は、持続可能な森林管理のためには、山間部や沿岸地域を含む流域単位の総合的な生態系管理アプローチが適切であるとして、次の政策提言を行っている²⁰⁰。

- 政府の政策は、流域内の森林及び林地の持続可能な管理の追求にある。

¹⁹⁷ Development Academy of the Philippine, “LAWIN Forest and Biodiversity Protection System”, (<https://coe-psp.dap.edu.ph/>)

¹⁹⁸ 森林管理局提供資料

¹⁹⁹ コミュニティベース森林管理の採用に係る命令第 1 条

²⁰⁰ 持続可能な森林開発の促進に係る命令第 1 条

- 流域を生態系管理の単位とみなし、包括的、かつ、科学的で、権利、技術及び地域社会に基づく方法で管理されるべきである。
- 政府の政策は、多目的利用、地方分権化、権限の移譲及び地方行政機関の積極的な参加、経済的環境的社会的文化的目標の相乗作用並びに存在する全ての資源の合理的利用の原則を遵守しなければならない。
- 政府の政策は、公有地及び私有地における健全で効果的、かつ、効率的で国際競争力があり、公正な林業の実践を促進する。

C. 木材の合法性を確認のために参考となる法令

コミュニティベース森林管理の採用に係る命令及び持続可能な森林開発の促進に係る命令の実施に係る規則の実施規程は、それぞれの命令の発効後に作成すると定められている。フィリピン森林管理に係る主要な法令は、これら二つの命令とそれを実行するための数多くの行政命令により構成されている。

次表は、森林管理局が数多くの行政命令の中から木材の合法性の確認に焦点をあてて特定した森林管理に係る主要な法令を一覧表にとりまとめたものである。同表のうち、最下欄の「森林地帯内の隣接する未保有地域をカバーするためにコミュニティベース森林管理協定（CBFMA）の対象地域を拡張するための申請の処理に関するガイドライン（Guidelines on the Processing of Applications for Expansion of Areas Under Community Based Forest Management Agreement（CBFMA） to Cover Adjacent Untenured Areas within Forestlands, DAO 2024-42）」（以下、「CBFMA 面積拡張申請ガイドライン」という。）は、2024 年に発効された新しい命令なので、次にその内容を報告する。

表Ⅲ－３ 森林管理に係る主な法令

法令名（仮訳）	法令名（原文）	概 要
国の森林資源の持続可能な開発を確保するための国家戦略としてコミュニティベースの森林管理の採用及びその実施のためのメカニズムの提供について（行政命令第 263 号）（1995 年 7 月）	Adopting Community-based Forest Management as the National Strategy to Ensure the Sustainable Development of the Country's Forestlands Resources and Providing Mechanisms for its Implementation (EO No. 263)	コミュニティベースの森林管理を持続可能な林業と社会正義を実現するための国家戦略と位置付け実施するための体制その他の枠組みを定めた行政命令
フィリピンにおける持続可能な森林経営の促進に係る行政命令第 318 号）（2004 年 6 月）	Promoting Sustainable Forest Management in the Philippines (EO No. 318)	森林の流域単位の持続可能な管理、多目的利用、地方分権化、経済的環境的社会的文化的目標の相乗的作用の発揮、森林の合理的利用の遵守並びに民有地における健全で国際競争力ある校正な林業の実践を促進するための行政命令
行政命令 263 号の実施に関する規則及び規制、別名コミュニティベースの森林管理戦略 (CBFMS)（環境天然資源省命令：DAO 1996-29)	Rules and Regulations for the Implementation of Executive Order 263, Otherwise Known as the Community Based Forest Management Strategy(CBFMS) (DAO 1996-29)	行政命令 263 号の実施に関する規則及び規制。これまで実施していた 10 種以上の林業プログラムを統合
コミュニティベースの森林管理戦略（環境天然資源省命令：DAO 2004-29)	Community Based Forest Management Strategy (DAO No. 2004-29)	行政命令第 263 号の実施規定で、コミュニティベース森林管理プログラムと称す。プログラムの参加者及び実施手順、土地利用権、協定の管理体制並びに運営資金に係る事項を規定
総合森林管理プログラム (IFMP) に関する規則（環境天然資源省命令：DAO 1999-53)	Regulations Governing the Integrated Forest Management Program (IFMP) (DAO 1999-53)	均衡があり生産性が高く効率的に機能する森林生態系の達成、産業造林の開発及び継続的生産の確保、山間地域住民・共同体の経済・福祉の向上等を目的とした総合森林管理プログラム (IFMP) に係る規則
森林地帯内の隣接する未保有地域をカバーするためにコミュニティベース森林管理協定 (CBFMA) の対象地域を拡張するための申請の処理に関するガイドライン（環境天然資源省命令：DAO 2024-42)	Guidelines on the Processing of Applications for Expansion of Areas Under Community Based Forest Management Agreement (CBFMA) to Cover Adjacent Untenured Areas within Forestlands (DAO 2024-42)	管理、開発、維持、保護のために森林地帯内の隣接する未保有地域を対象とする既存の森林管理協定 (CBFMA) の拡張に関する基準と手順を定めるためのガイドライン

資料：環境天然資源省森林管理局提供文書

A. 森林地帯内の隣接する未保有地域をカバーするためにコミュニティベース森林管理協定 (CBFMA) の対象地域を拡張するための申請の処理に関するガイドライン (CBFMA 面積拡張申請ガイドライン)

環境天然資源省は、森林の確実な管理のために、コミュニティベース森林管理協定 (CBFMA) その他の公有地を使用するための協定により管理する森林面積の拡大をはかっている²⁰¹。

CBFMA 拡張申請ガイドラインは、管理、開発、維持及び保護のために森林地帯内の隣接する未保有地域を対象とする既存のコミュニティベース森林

²⁰¹ FAS, USDA, “Philippine Wood Products Report”, Gain Report, October 29, 2021, p 3.

管理協定締結林地の拡張に関する基準と手順を定めたものであり、「ガイドライン」と題しているが、単なる「手引書」ではなく、行政命令の一つである。

このガイドラインでは、具体的な目的として次を掲げている²⁰²。

- 環境条件の改善と貧困削減及び飢餓緩和に向けた民間機関（PO）²⁰³の社会経済的条件の改善のために、特定の森林地を開発、利用及び管理するインセンティブを民間機関に付与する。
- コミュニティベース森林管理協定の地域に隣接する未保有地域を、フィリピンの気候変動に強い森林開発マスタープランのプログラムと戦略を考慮した適切な管理体制下に置く。
- 開発地域と天然林の継続的な保護と持続可能な管理を確保する。

コミュニティ森林管理協定面積の拡張は、森林の管理、開発、維持及び保護する目的で既存の同森林管理協定のエリアを拡張するために、譲渡できる「処分可能な土地」又は天然林の存在により同森林管理協定から分離されたエリアを含む森林地帯内に隣接する未保有地域に適用すると定めている²⁰⁴。

コミュニティベース森林管理協定のエリアの拡張申請は、同森林管理協定を管理している民間機関が行うものとし、申請の条件については拡張しようとしている隣接地の現況別に次のように指定している²⁰⁵。

i 隣接する未保有地域に既存の人工林又はプロジェクトがない場合

対象地域に隣接するコミュニティベース森林管理協定を管理している民間機関に拡張申請の優先権がある。ただし、同コミュニティベース森林管理協定所持者が既存の植林可能地域を完全に（100%）開発していることが条件である。

ii 隣接する未保有地域に既存の人工林又はプロジェクトがある場合

隣接した未保有地への拡張申請の優先権は、人工林又はプロジェクトを設立及び開発したコミュニティベース森林管理協定を管理する民間機関にある。ただし、拡張の範囲は、承認された覚書又は協定に基づいて開発された実際の人工林又はプロジェクトのエリアに限定する。

iii 隣接する未保有地域には確立された人工林又はプロジェクトはあるが、人工林又はプロジェクトを設立し発展させた民間機関又は団体に対象エリアの開発、保護又は管理を継続する意向がない場合（民間機関又は団体のメンバーが居住していない場合）

²⁰² CBFMA 面積拡張申請ガイドライン第1条・第2条

²⁰³ コミュニティがコミュニティ内の懸念及びニーズへの対処並びにその取組みから得られる利益を相互に共有するための集団的行動を実行するために設立した協会、協同組合又は連盟をいう（PO : Peoples' Organization）（CBFMA 面積拡張申請ガイドライン第2条第6項）

²⁰⁴ CBFMA 面積拡張申請ガイドライン第3条

²⁰⁵ CBFMA 面積拡張申請ガイドライン第5条

確立された人工林又はプロジェクトがある土地に隣接するコミュニティベース森林管理協定を管理している民間機関は、既存の植栽可能エリアを完全に（100％）開発していることを条件に拡張を申請できる。環境天然資源省は林地の保有権を移すために、人工林又はプロジェクトを設立したものの管理等を継続する意向がない民間機関又は団体とのコミュニティベース森林管理協定を解約する。

iv 隣接する未保有地域には住民が居住する既存の人工林又はプロジェクトがあるものの人工林又はプロジェクトを設立して開発した民間機関又は団体には未保有地域の開発、保護又は管理を継続する意向がない場合

土地所有者が既存の植林可能地域を完全に（100％）開発している場合、その土地をコミュニティベース森林管理協定により管理する民間機関は、隣接する未保有地域への拡張を申請できる。ただし申請を行う場合は、民間機関への加入を拡張しようとしている隣接の未保有地域内に居住する住民に義務付ける。その後、環境天然資源省は、人工林又はプロジェクトを設立し、林地を譲り渡す民間機関又は団体とのコミュニティベース森林管理協定を解約する。

v 対象の未保有地域には、すでに植林地又はプロジェクトが確立されているが、譲渡可能、かつ、処分可能な土地又は天然林の存在により森林管理協定地域から分離している場合。

当該人工林又はプロジェクトを確立し、開発したコミュニティ森林管理協定を管理する民間機関には、拡張を申請する優先権があるが、申請は GIS で生成された地図により裏付けられなければならない。さらに、対象となる未保有地域は、同一の自治体及び環境天然資源省コミュニティ事務所の管轄内に所在しなければならない。

vi 拡張対象の未保有地域に人工林がなく、農耕地又は天然林により区切られている場合

対象地域に隣接するコミュニティベース森林管理協定を管理する民間機関は、拡張の申請を選択できる。ただし、コミュニティベース森林管理協定契約者による既存の植栽可能エリアの完全な（100％）開発が完了していることが拡張申請の条件である。

vii 隣接する未保有地域が天然林に分類されている場合

天然林に隣接するコミュニティベース森林管理協定エリアを管理する民間機関は、拡張の目的が天然林の保護と維持にある場合に限り拡張の申請ができる。

なお、コミュニティベース森林管理協定エリアの拡張を希望する同森林管理協定の契約所持者には、次の申請資格要件が課されている²⁰⁶。

- i 拡張を申請する時点で、コミュニティ資源管理フレームワーク（CRMF）が確認されていること
- ii コンプライアンスの監視又はパフォーマンス評価を通じて良好な結果と判定された者で、かつ、次の要件を満たす者
 - 期限が切れていないコミュニティベース森林管理協定の契約者場合
コンプライアンス監視の実施を通じて判断されるプロジェクトの実施及び契約条件の遵守に関して良好なパフォーマンスを示しているコミュニティベース森林管理協定契約所持者
 - 森林管理局の技術速報第36号²⁰⁷に基づくパフォーマンス評価を受けて更新したコミュニティベース森林管理協定契約者の場合
コンプライアンスの監視又はパフォーマンス評価の達成又は並外れた実績のある業績者としての評価あるコミュニティベース森林管理協定契約所持者

環境天然資源省コミュニティ事務所又は環境天然資源省州事務所（PENRO）は、コミュニティベース森林管理協定所持者から提出された書類を審査及び評価し、関係する民間機関、地方行政機関（LGU）その他の利害関係者と連携して、申請された拡張エリアの現地検証及び調査を実施し、エリア拡張申請の有効性を確認する²⁰⁸。

審査によりコミュニティベース森林管理協定のエリア拡張申請が適合と判定された場合、森林管理局の地域局長がエリアの拡張を承認する²⁰⁹。

なお、コミュニティベース森林管理協定の最大面積は、協定一件あたり 5,000ha 以下又は民間機関のメンバー一人あたり 5 ha を超えてはならない（拡張面積を含む）と定められている²¹⁰。

B. 環境天然資源省が発行する林業関連の権利文書に係る法令

環境天然資源省は、現在及び将来の世代の福祉に向けた森林を含む天然資源による利益の公平な分配を保証するための許可制度を設けている。林業関連の土地保有権証書、利用許可書その他の権利文書の発行は、この許可制度の一部である。

【土地の権利文書と暫定合意書に関するガイドライン】

2021 年 3 月に発効した「林業分野で発効される全ての土地所有権証書に係る暫定合意の発行に関するガイドライン（Prescribing the Guidelines on the Issuance of

²⁰⁶ CBFMA 面積拡張申請ガイドライン第 6 条

²⁰⁷ コミュニティベース森林管理協定の更新の諾否を決定する基準と手順を定める環境天然資源省職員、同協定契約者及び地方行政機関向けのガイドライン

²⁰⁸ CBFMA 面積拡張申請ガイドライン第 7 条第 2 項

²⁰⁹ CBFMA 面積拡張申請ガイドライン第 7 条第 6 項

²¹⁰ CBFMA 面積拡張申請ガイドライン第 7 条第 2 項

Provisional Agreement for all Tenure Instruments Issued Under the Forestry Sector, DAO No. 2021-27)」(以下、「暫定合意に関するガイドライン」という。)は、環境天然資源省が申請を受けて発行する全ての権利文書に係る暫定合意の発行に関するガイドラインである。

暫定合意に関するガイドラインは、環境天然資源省が申請を承認して発行する有効期間が 25 年という長期の土地権利の契約期間中に、権利取得者による土地の適正な管理運営能力を評価するための暫定合意期間を設定し、暫定合意期間中に良好な評価結果が得られた者については「本契約」に移行する基準及び手順を定めた規則である。

暫定合意に関するガイドラインの第 2 条の規定は、「全ての権利文書」の具体的な名称を列挙して適用範囲を定めている。この条文及び森林管理局提供資料から現在、環境天然資源省が発行している権利文書の種類を列挙すると次のようである。

《協定》

- i コミュニティベース森林管理協定 (CBFMA : Community-Based Forest Management Agreement)
- ii 総合森林管理協定 (IFMA : Integrated Forest Management Agreement)
- iii 林間放牧管理協定 (FLGMA : Forestland Grazing Management Agreement)
- iv 社会化産業林管理協定 (SIFMA : Socialized Industrial Forest Management Agreement)
- v 林地利用協定 (FLAg : Forest Land Use Agreement)
- vi 土地利用特別許可 (SLUP : Special Land Use Permits)
- vii 観光目的林地利用協定 (FLAgT : Forest Land Use Agreement for Tourism Purposes)
- viii 私有林開発協定 (PFDA: Private Forest Development Agreement)

《リース契約》

- i 樹木農場リース契約 (TFLA : Tree Farm Lease Agreement)
- ii 土地利用特別リース協定 (SPLULA : Special Land Use Lease Agreement)
- iii 林間放牧リース契約 (FLGLA : Forestland Grazing Lease Agreement)
- iv アグロフォレストリー農場リース契約 (AFFLA : Agroforestry Farm Lease Agreement)
- v その他の合法目的リース契約 (OLPLA : Other Lawful Purposes Lease Agreement)

まず、暫定合意に関するガイドラインに記載されている用語である「暫定合意」とは、森林部門内での土地保有権証書の新規、更新及び土地保有権の種類の転換²¹¹を申請した個人又は法人に対して国が付与する 2 年間の契約をいうと定義されている²¹²。

²¹¹ 契約をリースから協定に変更するなどの行為

²¹² 暫定合意に関するガイドライン第 3 条

暫定合意に関するガイドラインは、土地保有権証書の新規申請又は更新申請を承認した後に、原則として2年間²¹³の暫定合意期間を設定している。暫定合意期間中は、土地の保有を証明するための「暫定合意書」が発行される。

暫定期間は、暫定期間中に法令違反がなかった者に対して行われる前提条件証明書（Certification Precondition ; CP）²¹⁴又は非重複証明書（Certificate of Non-Overlap : CNO）²¹⁵の発行により終了するものとし、土地保有者はこれらの証明書のいずれかを土地保有権証書とする。暫定期間は、新規契約、更新契約ともに25年である土地保有権の有効期間に含めるものとしている²¹⁶。暫定合意並びに前提条件証明書及び非重複証明書は、国家先住民族委員会（National Commission on Indigenous Peoples : NCIP）が申請を審査し、その承認を受けてから環境天然資源省地域事務局長が発行する²¹⁷。

さらに暫定合意に関するガイドラインは、暫定合意書を発行できる申請者の条件を、新規申請、更新申請別に、次のように定めている²¹⁸。

i 新規申請

- 土地取得予定区域の土地測量、境界の画定及び区分を行えること
- 当該地域を管理し、維持し、あらゆる形態の違法行為から保護できること
- 行政機関が当該地域に対して行う一時的な改善指導の実施を承諾すること

ii 更新申請

- 当該地域に追加の恒久的な改良を導入しないこと
- いかなる形態の違法行為に対しても当該地域を管理し、保護し続けられること
- 更新前の契約又は許可の条件に従うこと
- 承認された計画又は許可に基づいて既存の林間農園及び人工林からの製品を収穫し、利用すること

2022年に設定されている土地利用権の件数及び面積を参考のために掲げると、次表のとおりである。2022年現在の土地利用権の件数の総数は3,529件であり、種類別土地利用権として件数が多いのはコミュニティベース森林管理協定（CBFMA）の1,971件（総件数の56%）及び社会化産業林管理協定（SIFMA）の1,174件（同33%）である。しかし、種類別土地利用権設定面積では、森林政策の重点と位置付けられているコミュニティベース森林管理協定の面積が166万5,181ha（土地利用権設定面積の79%）と圧倒的に広い。

²¹³ 「本契約」を付与するための審査の状況により、延長する場合がある。

²¹⁴ 国家先住民族委員会の議長又は権限を与えられた代表者が署名し、関係する先住民文化コミュニティ又は先住民民族による自由意志に基づく事前の十分な情報に基づく同意を証明する同委員会が発行する証明書をいう。

²¹⁵ 計画、プログラム、プロジェクト又は活動が行われるエリアが先祖伝来の領域と重複せず同領域に影響を与えないことを証明する国家先住民族委員会が発行する証明書をいう。

²¹⁶ 暫定合意に関するガイドライン第4条第3項

²¹⁷ 暫定合意に関するガイドライン第4条第1項

²¹⁸ 暫定合意に関するガイドライン第4条第1項第1号

表Ⅲ－４ 種類別土地利用権設定件数及び面積（2022年）

区 分	件 数	面積 (ha)
計	3,529	2,079,070
コミュニティベース森林管理協定（CBFMA）	1,971	1,665,181
総合森林管理協定（IFMA）	39	345,828
林間放牧管理協定（FLGMA）	126	38,801
社会化産業林管理協定（SIFMA）	1,174	21,513
林地利用協定（FLAg）	78	6,054
土地特別利用許可（SLUP）	94	1,048
観光目的林地利用協定（FLAgT）	38	324
樹木農場リース契約（TFLA）	1	235
私有林開発協定（PFDA）	1	60
土地利用特別リース協定（SPLULA）	7	26

資料：DENR, Forest Management Bureau, “Philippine Forests at a Glance”, 2023 Edition

⑤ 環境天然資源省が発行する権利文書に係る法令

環境天然資源省が発行している権利文書に係る法令は、部分改正したものがあるものの、いずれも2000年代中頃までに制定されて現在に至っており、その内容は前回の調査報告書で報告がなされている²¹⁹。

このため本報告書では、合法性確認を行うときの参考のために、森林管理局が木材の合法性の確認に資する法令として特定した土地利用権発行に係る主な法令を表Ⅲ－５にとりまとめて報告する。

なお、同表に掲載した法令には、資料としての表の利便性を考慮してコミュニティベース森林管理協定に係る規則その他の表Ⅲ－３に掲載したものを再度掲載している。

ただし、2024年11月には土地権利文書を含む各種権利文書の承認推奨者及び発行権者の改正が「環境天然資源省行政命令第2022-10号（特定事項の承認・発行権限に関する改正環境天然資源省マニュアル）に基づく承認・発行権限の改正規程（Amending and Prescribing the Approving/ Issuing Authority for Certain Tenorial Instruments Under Administrative Order (DAO) No. 2022-10 or the Revised DENR Manual of Authorities on Technical Matters, DAO No. 2024-11）」によりなされている。この改正規程により改正した承認推奨者及び発行権者の一覧を表Ⅲ－６に掲載して報告する。

²¹⁹ 林野庁『平成29年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）報告書 抜粋 《フィリピン共和国》』、2019年3月、44～51頁

表Ⅲ-5 環境天然資源省が発行している土地権利文書に係る主な法令

法令名（仮訳）	法令名（原文）
国の森林資源の持続可能な開発を確保するための国家戦略としてコミュニティベースの森林管理の採用及びその実施のためのメカニズムの提供について（行政命令第 263 号）（1995 年 7 月）	Adopting Community-based Forest Management as the National Strategy to Ensure the Sustainable Development of the Country's Forestlands Resources and Providing Mechanisms for its Implementation (EO No, 263)
行政命令 263 号の実施に関する規則及び規制、別名コミュニティベースの森林管理戦略（CBFMS）（環境天然資源省命令：DAO 1996-29）	Rules and Regulations for the Implementation of Executive Order 263, Otherwise Known as the Community Based Forest Management Strategy(CBFMS) (DAO 1996-29)
コミュニティベースの森林管理戦略（環境天然資源省命令：DAO 2004-29）	Community Based Forest Management Strategy (DAO No. 2004-29)
コミュニティベースの森林経営協定（CBFMA）の保有者のコミュニティ資源管理フレームワーク（CRMF）の確認と 5 年作業計画（FYWP）の承認に関するガイドライン（環境天然資源省命令：DAO 2021-17）	Guidelines for the Affirmation of Community Resource Management Framework (CRMF) and Approval of Five-year Work Plan (FYWP) of the Holders of Community-based Forest Management Agreement (CBFMA) (DAO 2021-17)
コミュニティベース森林管理協定（CBFMA）の更新に係る手続きガイドライン（技術速報第 36 号）	Procedural Guide on the Conduct of Participatory Community Based Forest Management Agreement (CBFMA) Holder Performance Evaluation as a Requirement for the Renewal of Expiring CBFMA's (Technical Bulletin No. 36)
総合森林管理協定（IFMA）（環境天然資源省命令：DAO 1999-53）	Integrated Forest Management Agreement (IFMA) (DAO No. 1999-53)
社会化産業森林管理協定（SIFMA）（環境天然資源省命令：DAO 2004-30）	Socialized Industrial Forest Management Agreement (SIFMA) (DAO No. 2004-30)
林地の特別利用に係る規則及び制限（環境天然資源省命令：DAO 2004-35）	Rules and Regulations Governing the Special Uses of Forestlands (DAO No. 2004-59)
林業分野で発行される全ての土地所有権証書に係る暫定合意の発行に関するガイドライン（環境天然資源省命令：DAO 2021-27）	Prescribing the Guidelines on the Issuance of Provisional Agreement for all Tenure Instruments Issued Under the Forestry Sector (DAO No. 2021-27)
環境天然資源省行政命令第 2022-10 号（特定事項の承認・発行権限に関する改正環境天然資源省マニュアル）に基づく承認・発行権限の改正規程（環境天然資源省命令：DAO 2024-11）	Amending and Prescribing the Approving/ Issuing Authority for Certain Tenurial Instruments Under Administrative Order (DAO) No. 2022-10 or the Revised DENR Manual of Authorities on Technical Matters (DAO No. 2024-11)

資料：環境天然資源省森林管理局提供文書

表Ⅲ－6 土地権利文書の承認推奨者及び発行権者（2024 年 11 月改正）

区 分	件 名	承認推奨者	承認発行権者
林 業	コミュニティベース森林管理協定（CBFMA）	環境天然資源省 州事務所長又は現場運用担当次官の同意	環境天然資源省 森林管理局担当次官
	林間放牧管理協定（FLGMA）		
	総合森林管理協定（IFMA）		
	社会化産業林管理協定（SIFMA）		
	観光目的林地利用協定（FLAgT）		
	林地利用協定（FLAg）		
	林地利用権契約の更新	環境天然資源省 森林管理局担当次官	環境天然資源省長官
	林地利用権契約停止命令の発行及び解除		
土 地	林地利用権契約停止命令の解除、終了及び復活命令の発行		
	海岸リース契約及びその他のリース契約の発行	環境天然資源省州事務所長の同意	環境天然資源省 土地管理局担当次官
	エネルギー関連事業に係る海岸リース契約及びその他のリース契約の発行		
	エネルギー関連事業に係る海岸リース契約及びその他のリース契約の更新	環境天然資源省土地管理局担当次官の同意	環境天然資源省長官
	停止命令の発行及び解除		
	停止命令の解除、終了及び復活命令の発行		
生物多様性	保護地域の特別利用契約の発行	環境天然資源省州事務所長又は現場運用担当次官の同意	環境天然資源省 生物多様性管理局 担当次官
	保護地域のコミュニティ資源管理契約の発行		
	保護地域の権利契約の更新	環境天然資源省 土地管理局担当次官	環境天然資源省長官
	停止命令の発行及び解除		
	停止命令の解除、終了及び復活命令の発行		

出典：Amending and Prescribing the Approving/ Issuing Authority for Certain Tenurial Instruments Under Administrative Order (DAO) No. 2022-10 or the Revised DENR Manual of Authorities on Technical Matters, DAO No. 2024-11.

(2) 伐採に関する許認可制度の状況及び許認可等の法令に基づく書類の概要

法令上の伐採の許可及び生産した丸太の基本的な取扱いについては、前回の調査の報告書に記載している内容から変更がない²²⁰。次表は、森林管理局が特定した生産した丸太の合法性を確認するために参考となる丸太及び木材の副生物の利用、生産及び輸送に係る主な法令をとりまとめた一覧表である。

表Ⅲ－７ 丸太及び木材の副生物の利用、生産及び輸送に係る主な法令

法令名（仮訳）	法令名（原文）	概 要
丸太、製材品、木材及び非木質林産物の証明書の発行に係る改訂ガイドライン（環境天然資源省命令：DAO 1994-07）	Revised Guidelines Governing the Issuance of Certificate for Logs, Timber, Lumber and Non-Timber Forestproducts (DAO No. 1994-07)	原産地証明書の運用に係るガイドライン
DAO 1994-07 の特定の規定を改正し、コンピューターで生成された木材原産地証明書（CTO）及び木材原産地証明書（CLO）のフォームを使用する規定（環境天然資源省命令：DAO 2007-31）	Amending certain provisions of DAO 1994-07, and prescribing the use of computer-generated Certificate of Timber Origin (CTO) and Certificate of Lumber Origin (CLO) forms (DAO No. 2007-31)	コンピューターで生成された木材原産地証明書（CTO）及び木材原産地証明書（CLO）のフォームの使用並びに木材及び木材製品の移動と輸送を監視するためのガイドライン
人工林開発を促進し包摂的な成長と持続可能な開発のための人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化（環境天然資源省命令：DAO 2020-18）	Promoting Tree Plantation Development and Liberalizing Harvesting and Transport of Planted Trees and Tree Derivatives for Inclusive Growth and Sustainable Development (DAO No. 2020-18)	人工林材及び樹木副生物の収穫及び輸送の要件を簡素化し、国の木材需要を満たすために生産林での人工林用地の設立を加速し、私有地での人工林開発の促進を目的とした規則

資料：環境天然資源省森林管理局提供文書

表Ⅲ－７に掲げる法令の内、上部の二つの法令については前回の調査の報告書で報告がなされている²²¹ので、本報告書では2020年に発効した「人工林開発を促進し包摂的な成長と持続可能な開発のための人工林材及び樹木の副生物の採取と輸送の自由化（Promoting Tree Plantation Development and Liberalizing Harvesting and Transport of Planted Trees and Tree Derivatives for Inclusive Growth and Sustainable Development, DAO No. 2020-18）」（以下、「人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令」という。）について報告する。

【人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令】

人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令は、人工林開発を促進し、植林した樹木と樹木由来製品の採取及び自由化を行うために定められたガイドラインである²²²。この命令の目的は、人工林材及び樹木副生物の収穫及び輸送の要件を簡素化し、国内の木材需要を満たすために生産林内の人工林用地の設立及び私有地での人工林開発の促進にある²²³。

²²⁰ 林野庁『平成29年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）報告書 抜粋 《フィリピン共和国》、2019年3月、51～57頁

²²¹ 林野庁『平成29年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）報告書 抜粋 《フィリピン共和国》、2019年3月、55～60頁

²²² 人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令前文

²²³ 人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令第2条

この命令の適用の範囲及び対象は、既存の保有権又は管理契約がある林地及び登録された私有人工林地での人工林の設立、認証、植林木又は樹木副生物の収穫及び輸送にあり、林地内で自然に生育した樹木は適用対象から除外している²²⁴。

なお、この法令に用いている「樹木副生物」という用語については、「根、樹皮、切株、枝、葉その他の樹木から抽出または採取されたあらゆる材料をいう」と定義しているが、樹液や樹脂は「樹木由来物」とみなし、その収集、収穫及び輸送は別の特定の規則により規制すると定めている²²⁵。

さらに、この法令における「私有地」とは、「課税申告された譲渡及び処分が可能な土地及び司法により又は所有権証明書原本（OCT：Original Certificate of Title）、所有権移転証明書（TCT：Transfer Certificate of Title）若しくは土地所有証明書（CLOA：Certificate of Land Ownership）により私有が証明できる土地を含む法令又は慣習法に基づいて個人、個人グループ又は法人に属する土地をいう」²²⁶と定義されている。

人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令は、生産林地内で環境天然資源省と協定を締結している者が伐採を行うときに、次のガイドラインの遵守を要求している²²⁷。

- i. 私有人工林保有者の当該地域における植林、伐採、木材加工スケジュールその他の全ての林業活動は、現行の規制が要求する承認済みの包括的開発管理計画、指標開発計画その他の管理計画に基づき行う。
- ii. 植林された立木を伐採する前に、既存の法律、規則及び規制に基づき認可を受けた森林管理者は、5%の立木を対象とした立木資源調査を実施する。情報収集、データベースの整備又は監視を目的とする立木資源報告書は、正式に認可を受けた森林管理者が署名し、環境天然資源省コミュニティ事務所又は環境天然資源省州事務所に提出しなければならない。
- iii. 登録した人工林地から伐採した丸太を伐採及び輸送するときは、環境天然資源省が正式に登録又は認定した第三者の人工林認証機関の認証が必要であるが、伐採許可証及び自己監視フォームは不要である。
- iv. 輸送を容易にするため、輸送を行うときは丸太及び樹木副生物が土地保有者の私有地からのものである旨を記載した証明書の原本を添付しなければならない。証明書は、環境天然資源省が正式に登録し、認定した第三者の人工林認証機関が発行し、輸送時には丸太及び樹木副生物を輸送する車輛の目立つ場所に掲示し、さらに情報管理用及びデータベース用の資料として環境天然資源省コミュニティ事務所又は環境天然資源省州事務所に写しを提出しなければならない。
- v. 丸太及び樹木副生物が土地所有者の私有地内で使用される場合は、証明書を携帯する必要はない。

なお、人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令の対象となる私有人工林は、環境天然資源省への登録が必要であり、同省への登録が完了すると、私有人工林を管轄する環境天然資源省州事務所又は環境天然資源省コミュニティ事務所から私有

²²⁴ 人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令第3条

²²⁵ 人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令第2条・第3条

²²⁶ 人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令第4条

²²⁷ 人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令第5条・第6条

人工林登録証が発行される。

さらに、上記箇条書きの第iii項及び第iv項に掲げる「証明書」とは、輸送証明書でありこれには二種類の様式が用意されている。

これらの証明書の様式と記載内容については、次項で報告する。

(3) 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

この項では、伐採に要する書類の内、前項で報告した「人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令」の私有人工林登録証及び私有人工林材に係る輸送証明書の様式と書類に記載する内容について報告する。

なお、伐採に係る全般的な事項については、私有人工林の伐採を含めて前回調査報告書²²⁸に掲載されているので参照いただきたい。

① 私有人工林登録証

私有人工林登録証は、環境天然資源省が発行する証明書で、証明書のヘッドとして、私有人工林を管轄する環境天然資源省地域事務所及び州事務所及びコミュニティ事務所の名称が記載され、証明書末尾には環境天然資源省コミュニティ事務所職員の署名がなされる（図Ⅲ－1）。

私有人工林登録証に記載する情報は、次のとおりである。

- i. 私有人工林登録番号
- ii. 所有者の基本情報
氏名又は利用権所持者名、居住地、契約番号、連絡先番号及びEメールアドレス
- iii. 人工林所在地
所有権証明書原本又は所有権移転証明書の番号、バランガイ名、自治体名、州名、林地の総面積及び開発した人工林の総面積並びに植林予定樹種
- iv. 添付書類
所有権証明書原本又は所有権移転証明書の写し及びGISで生成した植林地の地図

② 輸送証明書

輸送証明書は、環境天然資源省が正式に登録し、認定した第三者の人工林認証機関が発行する証明書で、管理機関（人工林認証機関）の署名がなされる。さらに証明書のフッターには、この証明書が環境天然資源省の規則及び規制に基づいて発行されていること、同省その他の委任政府機関が実施する無作為検査において違反が判明したときは、貨物所有者と人工林認証機関が責任を負う旨を表示している。

輸送証明書は二種類あり、その一つは「利用権が設定された又は管理された人工林の人工林材輸送証明書（Transport Certificate of Planted Trees in Tenured/ Managed Forest Plantations）」（図Ⅲ－2）で人工林が所在する行政地域²²⁹外への輸送に用いる。もう一つは、「私有地人工林材輸送証明書（Transport Certificate of Planted Trees in Private Lands）」（図Ⅲ－3）であり、この証明書は人工林が所在する行政地域内での輸送に用いる。

輸送証明書には、人工林所有者と人工林認証機関の情報が記載されている。二つの輸送証明書の記載内容は、最上段の欄の林地の保有に係る項目（図Ⅲ－2では「利用権所持者名」、図Ⅲ－3では「土地所有者名」）を除いて共通している。

輸送証明書の記載内容は、次のとおりである

²²⁸ 林野庁『平成29年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）報告書 抜粋 《フィリピン共和国》』、2019年3月、51～57頁及び71～72頁

²²⁹ フィリピンでは、全国を15の行政地域に区分している。

i. 人工林保有者の情報

土地所有者名（図Ⅲ－２）又は利用権所持者名（図Ⅲ－３）、連絡先番号、人工林所在地、林地総面積、樹種及び総材積。

ii. 人工林認証機関の情報

人工林認証機関名、認定番号及び連絡先

図Ⅲ－１ 私有人工林登録証の様式

天然環境資源省 地域事務所 _____ 天然環境資源省州事務所 _____ 環境天然資源省コミュニティ事務所 _____			
DEPARTMENT OF ENVIRONMENT AND NATURAL RESOURCES Regional Office _____ PENRO _____ CENRO _____			
私有人工林登録 PRIVATE TREE PLANTATION REGISTRATION No. _____			

Owner's Basic Information 所有者の基本情報

Name	氏名		
Permanent Address	居住地		
Contact Number	連絡先番号		
Email Address	Eメールアドレス		

Tree Plantation Location 人工林所在地

OCT/TCT No.	所有権証明書原本又は所有権移転証明書の番号		
Barangay/s	バランガイ名		
Municipality/ies	自治体名		
Province	州名		
Total Lot Area	ロット面積	Total Lot Area Devoted to Plantation	開発人工林地ロット総面積
Tree Species to be Planted	植林予定樹種		

Attachments 添付書類

Certified True Copy of OCT/TCT	認定された所有権証明書原本又は所有権移転証明書写し
GIS 2.enerated map of Tree Plantation	GIS 2 で生成された植林地の地図

I hereby certify that the above information are true and correct.
上記の情報が真実、かつ、正確であることをここに証する。

 Signature over Printed Name of Applicant
申請者の印刷された氏名の上に署名

 Date Submitted
提出日

I hereby certify that the above information are verified and the Private Tree Plantation registration is approved:
上記の情報を確認し、私有人工林の登録の承認をここに証する。

 Signature over Printed Name of CENR Officer
環境天然資源省コミュニティ事務所職員の印刷された氏名の上に署名

 Date Approved
承認日

図Ⅲ－２ 利用権が設定された又は管理された人工林の人工林材輸送証明書の様式

TRANSPORT CERTIFICATE
OF PLANTED TREES IN TENURED/MANAGED FOREST PLANTATIONS

利用権が設定された又は管理された人工林地の人工林材輸送証明書

This is to certify that the logs and/or derivatives contained in this shipment are planted trees from the Tenured/Managed Forest Plantations.

本書は、本出荷に含まれる丸太又は副生物が、利用権が設定された又は管理された人工林に植えた樹木から生産されたことを証明する。

Tenure Holder	利用権所持者名
Contact No.	連絡先番号
Location	場所
Total Area	総面積
Species	樹種
Total Volume	総材積

Forest Certifier	人工林認証機関
Accreditation No.	認定番号
Contact Details	連絡先

Authorized Signature

管理機関署名

Date Certified

認証年月日

This certification is issued pursuant to existing rules and regulations of the Department of Environment and Natural Resources (DENR). The DENR and other deputized government agencies may conduct random inspection of shipments. The shipment owner and forest certifier shall both be held liable for any violations found herein.

この証明書は、環境天然資源省の既存の規則及び規制に基づいて発行されます。環境天然資源省その他の委任政府機関は、貨物の無作為検査を実施する場合があります。ここで違反が判明した場合は、貨物所有者と人工林認証機関の双方が責任を負います。

図Ⅲ－３ 私有人工林材輸送証明書の様式

TRANSPORT CERTIFICATE
OF PLANTED TREES IN PRIVATE LANDS

私有人工林材輸送証明書

This is to certify that the logs and/or derivatives contained in this shipment are planted trees from the Tenured/Managed Forest Plantations.

本書は、本出荷に含まれる丸太又は副生物が、利用権が設定された又は管理された人工林に植えた樹木から生産されたことを証明する。

Landowner	土地所有者
Contact No.	連絡先番号
Location	場所
Total Area	総面積
Species	樹種
Total Volume	総材積

Forest Certifier	人工林認証機関
Accreditation No.	認定番号
Contact Details	連絡先

Authorized Signature

管理機関署名

Date Certified

証明年月日

This certification is issued pursuant to existing rules and regulations of the Department of Environment and Natural Resources (DENR). The DENR and other deputized government agencies may conduct random inspection of shipments. The shipment owner and forest certifier shall both be held liable for any violations found herein.

この証明書は、環境天然資源省の既存の規則及び規制に基づいて発行されます。環境天然資源省その他の委任政府機関は、貨物の無作為検査を実施する場合があります。ここで違反が判明した場合は、貨物所有者と人工林認証機関の双方が責任を負います。

2. 木材の流通段階における法令等調査

(1) 法令等の概要及び運用状況

フィリピンでは、丸太、製材品及び商業用パイル（杭、鉦木等）の生産、加工又は販売を行う業者の登録が 1995 年に公布された共和国法である「丸太、製材品及び商業用パイルの代理店、請負業者及びディーラーの登録法（Registration of Agents, Contractors and Dealers in Logs, Lumber and Commercial Piles, RA No. 1239）及び 1956 年に発せられた林業行政命令²³⁰「丸太、製材品及び商業用パイルの代理店、請負業者、販売店の林業登録（Forestry Registration of Agents, Contractors and Dealers in Logs, Lumber and Commercial Piles, Forestry Administrative Order: FAO No. 26）」により義務付けられている。

その後、1994 年には行政命令である「製材工場許可証及び製材品販売店登録証の新規発行及びその更新に係る追加要件（Additional Requirements in the Issuance of New Sawmill Permits and Certificates of Registration as Lumber Dealers, Including Renewals Thereof, DAO No. 1994-08）」が公布された。この命令により、小規模製材工場の新規申請及び受付の停止²³¹、伐採禁止区域における製材工場許可発行の禁止²³²、木材流通業者の許可の新規及び更新の手続きにおける製材工場との木材供給契約の提出の義務化²³³並びに年間許容伐採量が設定されている林地、植林地、外国その他の製材工場の木材供給先の限定²³⁴が行われた。

次表は、森林管理局が特定した木材の合法性の確認をするときに参考となる木材の加工及び流通に係る主な法令の一覧表である。

一覧表に掲げた法令のうち、最下欄以外のものについては、前回の報告書でその内容が報告されている²³⁵。このため、本項では 2021 年に発効した行政命令である「木材加工工場(WPP)の設立と運営に関する規則の改正」について報告する。

²³⁰ 現在の環境天然資源省行政命令に相当

²³¹ 製材工場許可証及び製材品販売店登録証の新規発行及びその更新に係る追加要件第 5 条

²³² 製材工場許可証及び製材品販売店登録証の新規発行及びその更新に係る追加要件第 6 条

²³³ 前掲に同じ

²³⁴ 製材工場許可証及び製材品販売店登録証の新規発行及びその更新に係る追加要件第 3 条及び第 5 条

²³⁵ 林野庁『平成 29 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）報告書 抜粋 《フィリピン共和国》』、2019 年 3 月、54～60 頁

表Ⅲ-8 木材の加工及び流通に係る主な法令

法令名（仮訳）	法令名（原文）	概 要
丸太、製材品及び商業用パイルの代理店、請負業者及びディーラーの登録法（共和国法：RA-1239）（1955 年）	Registration of Agents, Contractors and Dealers in Logs, Lumber and Commercial Piles (RA No. 1239)	丸太、製材品及び商業用パイルを取扱う代理店、請負業者又はディーラーに森林管理局への登録を義務付ける法律
丸太、製材品及び商業用パイルの代理店、請負業者、販売店の林業登録（林業行政命令；FAO-26）（1956 年）	Forestry Registration of Agents, Contractors and Dealers in Logs, Lumber and Commercial Piles (Forestry Administrative Order (FAO No. 26)	製材工場の新規許可書及び木材販売業者登録書の発行及び更新に係る命令
製材工場許可証及び製材品販売店の登録証の新規発行及びその更新に係る追加要件（環境天然資源省命令：DAO 1994-08）	Additional Requirements in the Issuance of New Sawmill Permits and Certificates of Registration as Lumber Dealers, Including Renewals Thereof (DAO No. 1994-08)	許可されていない木材の伐採及び加工による森林の劣化を防止するために、製材工場の新規許可証及び木材販売業者登録証の新規発行と更新に追加要件を加える規則
私有林材許可証又は特別私有地木材許可証 (PLTP/SPLTP) の発行に関する改訂ガイドライン（環境天然資源省命令：DAO 2000-21）	Revised Guidelines in the Issuance of Private Land Timber Permit/ Special Private Land Timber Permit (PLTP/SPLTP) (DAO 2000-21)	私有林材許可証の発行に係る改訂ガイドライン。私有林材の伐採及び輸送の条件を規定
DAO 1994-07 の特定の規定を改正し、コンピューターで生成された木材原産地証明書 (CTO) 及び木材原産地証明書 (CLO) のフォームを使用する規定（環境天然資源省命令：DAO 2007-31）	Amending certain provisions of DAO 1994-07, and prescribing the use of computer-generated Certificate of Timber Origin (CTO) and Certificate of Lumber Origin (CLO) forms (DAO No. 2007-31)	コンピューターで生成された木材原産地証明書 (CTO) 及び木材原産地証明書 (CLO) のフォームの使用並びに木材及び木材製品の移動と輸送を監視するためのガイドライン
木材加工工場 (WPP) の設立と運営に関する改正規則（環境天然資源省命令：DAO 2021-05）	Revised Regulations Governing the Establishment and Operations of Wood Processing Plants (WPPS) (DAO No. 2021-05)	木材加工工場の設立及び運営に係る許可書の発行を規定

資料：環境天然資源省森林管理局提供文書

(2) 木材の流通・合法性の確保に関する法令

① 木材加工工場の設立と運営に関する規則の改正

「木材加工工場 (WPP) の設立と運営に関する改正規則 (Revised Regulations Governing the Establishment and Operations of Wood Processing Plants (WPPS), DAO No. 2021-05)」(以下、「木材加工工場の設立と運営に関する規則」という。)は、「1986 年 11 月 19 日付省令第 50 号 (木材加工工場の設立及び運営に関する総合規制) の一部規定の改正 (Amending certain provisions of Ministry Administrative Order No. 50, dated November 19, 1986 (Integrated Regulation on the Establishment and Operations of Wood Processing Plants, DAO 2003-41))」を改正するものであり、この改正規則により木材加工工場の設立と運営に関する規則が定める 1986 年及び 2003 年に発効したの木材加工工場の設立及び運営に係る行政命令の規定は廃止又は修正されている²³⁶。

木材加工工場の設立と運営に関する規則は、国内の木材加工工場の設立、立地及び運営の規制により、木材産業の合理化をはかる国家政策の推進を目的としている²³⁷。この規則が対象としている木材加工工場 (Wood Processing Plants) は、「防腐処理、丸太又は木質原料を製材品、単板、合板、ブロックボード、パルプ、紙、木材チップ、フレーク、木粉、木質複合材その他の半製品及び完成品に形状変化させるために使用する木工用の機械又は設備を備えた施設をいう」²³⁸と定義されている。

木材加工工場の設立及び運営許可発行の対象者は、次のとおりである²³⁹。

- i. フィリピン国民又は個人事業主
- ii. 証券取引委員会に正式に登録されている民間企業並びにパートナーシップ及び協会
- iii. 既存の木材加工工場の所有者又は経営者
- iv. コミュニティベース森林管理協定 (CBFMA)、総合森林管理協定 (IFMA)、社会化産業林管理協定 (SIFMA) その他の既存の土地保有者

木材加工工場の設立と運営に関する規則では、木材加工工場の設立又は許可の更新の申請を行うときは、申請書、市町村長が発行した事業許可証 (新規申請の場合) 又は木材加工工場許可書 (更新申請の場合)、環境管理局が発行した環境コンプライアンス証明書その他の必要書類とともに、5 年以上の期間における合法的、かつ、持続的な供給源を確保している事実を次の書類により証明すると定めている²⁴⁰。

- i. 国産材について
 - 環境天然資源省地域事務局長が承認した丸太、単板又は製材品の木材供給契約の原本
 - 申請説明報告書並びにジオタグ付の写真及び供給先の森林の 5 % 以上の立木を対象に行った立木資源調査結果及び宣誓書
 - 環境天然資源省地域事務局長が承認した丸太、単板又は製材品供給契

²³⁶ 木材加工工場の設立と運営に関する規則第 19 条

²³⁷ 木材加工工場の設立と運営に関する規則第 1 条

²³⁸ 木材加工工場の設立と運営に関する規則第 2 条第 22 項

²³⁹ 木材加工工場の設立と運営に関する規則第 3 条

²⁴⁰ 木材加工工場の設立と運営に関する規則第 6 条

約の対象となる原料の量的入手可能性及び持続可能性に係る環境天然資源省州事務所又は同地域事務所の宣誓検証報告書

- 原料の供給先が人工林である場合は、総合森林管理協定、コミュニティベース森林管理協定、社会化産業林管理協定その他の保有権証書及び伐採許可書
- 原料の供給先が私有人工林である場合は、人工林保有権証明書²⁴¹の写し及び地図

ii. 輸入材について

- 丸太、単板又は製材品の輸入業者としての登録証明書

《新規申請の場合》

- 加工機械の所有を証明する証拠書類
- 木材加工工場の所在地を示す GIS (Geographic Information System) で生成した地図

《更新申請の場合》

- 船荷証券、植物検疫証明書その他の輸入実績を証明できる書類
- 法令で義務付けられている CCTV (Closed Circuit Television) カメラの設置を証する地域事務所が発行した証明書

木材加工工場許可書は、審査の上、環境天然資源省の現場業務担当次官が発行し、その有効期限は5年間である。ただし、木材加工工場の運営者がコミュニティベース森林管理協定、総合森林管理協定 (IFMA)、社会化産業林管理協定その他の土地利用権保有者である場合は、木材加工工場許可書の期限は土地利用権証書のものと同一にすると定めている²⁴²。

木材加工工場許可書を得て操業する加工工場には、入荷する原料の記録及び証拠書類の保管が義務付けられている。この記録には、入荷した原料の材積 (m³単位)、樹種、原料供給者名及び原料が生産された森林の利用料その他の公的手数料に使用された領収書の番号及び日付が含まれる。さらに証拠書類については、領収書並びにそれに対応する商業請求書及び明細請求書が指定されている²⁴³。

森林管理局は、同局が行う木材加工工場の監視活動の一部として、木材加工工場に報告書の提出を義務付けている。木材加工工場は、年次報告書にあっては役職員の一覧表及び会計事務所が認証した財務諸表による年次報告書、四半期報告書にあっては工場の稼働日数及び雇用の増減、月次報告書にあっては供給先別原料購入・消費材積、国内向け輸出向け別製品材積・販売額で構成する報告書を作成し、森林管理局に提出する他、必要に応じて木材加工工場の運営に係るデータを森林管理局長又は環境天然資源省地域事務局長に提出しなければならない²⁴⁴。

森林管理局の現地事務所には、木材加工工場に到着した木材の検査その他の工場運営に対する厳格な監視が義務付けられており、同現地事務所は違法行為が行われたときは工場の閉鎖を命じ、さらに供給される予定の木材が木材加工工場に到着しないときは十分な量の木材が到着するまでの間を対象とする木材加工工場

²⁴¹ Certification of Tree Plantation Ownership (CTPO).

²⁴² 木材加工工場の設立と運営に関する規則第 10 条・第 11 条

²⁴³ 木材加工工場の設立と運営に関する規則第 12 条

²⁴⁴ 木材加工工場の設立と運営に関する規則第 13 条

の操業停止命令を発しなければならない²⁴⁵。

さらにこの規則では、木材加工工場には、CCTV カメラを設置して森林管理局の監視能力強化に協力する義務を課している²⁴⁶。

② 木材の輸出入に係る法令

木材の輸出入に係る基本的な手続き及び物品の取扱いについては、前回の調査報告書に記載している内容²⁴⁷から大きな変更はないが、一部、追加及び補足する情報があるので報告する。

表Ⅲ－9 は、森林管理局が木材の合法性を確認する上で参考となる法令として特定した法令の一覧表である。本項では、主に前回の調査以降に施行された一覧表の 2 番目と 3 番目の欄に掲げた法令について報告する。

表Ⅲ－9 木材・木材製品の輸出入に係る主な法制

法令名（仮訳）	法令名（原文）	概 要
人工林からの丸太、木材、木材製品、完成品及び半完成木材製品の輸出に係る覚書（環境天然資源省命令：DMO 1993-33）	Policy on the Exportation of Logs, Lumber, Boules, Finished and Semi-finished Wood Products from Plantations (DMO No. 1993-33)	天然林からの丸太、製材品及びボウルの輸出禁止並びに人工林からの完成品及び半製品の輸出を許可する政策に係る覚書
2019 年 12 月現在の輸出禁止品目及び輸出規制品目リスト（税関覚書回覧：CMC 240-2020）	Dissemination of List of Prohibited and Regulated Products for Export as of December 2019 (CMC 240-2020).	木材・木材製品を含む輸出規制品目の一覧
輸入木材製品の輸入及び処分に 関する改正規則（環境天然資源 省命令：DAO 2021-06）	Revised Regulations Governing the Entry and Disposition of Imported Wood Products (DAO No. 2021-06)	国産材供給が充実するまでの暫 定措置としての輸入の手続きを 合理化するための改正規則

資料：環境天然資源省森林管理局提供文書

A. 人工林からの丸太、木材、木材製品、完成品及び半完成木材製品の輸出に係る覚書

「人工林からの丸太、木材、木材製品、完成品及び半完成木材製品の輸出に係る覚書（Policy on the Exportation of Logs, Lumber, Boules, Finished and Semi-finished Wood Products from Plantations, DMO No. 1993-33）」は、森林法その他の関連規定に基づき、天然林からの丸太、製材品及びボウル²⁴⁸の輸出を禁止する政策並びに完成品及び半製品の輸出を許可する政策を確認し、維持するために 1999 年に環境天然資源省が発した覚書である。

この覚書では、輸出を許可できる木材製品として、木材産地として指定された人工林及び政府所管の植林事業地を除く再造林契約地区並びに私有林開発協定（PFDA）の対象となる私有地に植林された樹木を原料とした完成品、半製品及びノックダウン製品を掲げている²⁴⁹。

²⁴⁵ 木材加工工場の設立と運営に関する規則第 15 条

²⁴⁶ 木材加工工場の設立と運営に関する規則第 14 条 c 項

²⁴⁷ 林野庁『平成 29 年度「グリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）報告書 抜粋 《フィリピン共和国》』、2019 年 3 月、60～65 頁

²⁴⁸ エッジング機を通さずに製材され、ほぼ元の形に戻された丸太から造られたエッジがない木材（人工林からの丸太、木材、木材製品、完成品及び半完成木材製品の輸出に係る覚書第 2 条第 1 項）

²⁴⁹ 人工林からの丸太、木材、木材製品、完成品及び半完成木材製品の輸出に係る覚書第 3 条

B. 2019 年 12 月現在の輸出禁止品目及び輸出規制品目リスト

フィリピン税関は、2020 年 9 月に「2019 年 12 月現在の輸出禁止品目及び輸出規制品目リスト (Dissemination of List of Prohibited and Regulated Products for Export as of December 2019, CMC 240-2020)」を公開した。

このリストは、大統領令 1016 号 (1985 年) に基づく機関横断委員会 (IAC : Inter-Agency Committee) が輸出規制対象物品のリストをレビューし、関係する物品を管轄する機関から提案されたリストの更新について、物品の仕様並びに法的正当性及び規制の根拠について審議して作成された。

この輸出規制物品リストから木材・木材製品の輸出禁止物品を抜粋し、次表により報告する。

表Ⅲ－10 木材・木材製品の輸出禁止物品

輸出禁止物品	根拠法
全てのマングローブ	1975 年改正森林法
モンキーポッドアカシア (Monkey pod “Acacia”) / レインツリー (Raintree) (<i>Samanea saman</i>)	1977 年国家内歳入法の特定の条項を別名「フィリピンの改正森林法」として知られる大統領令第 705 号 (改正後) に組み込み、木材その他の林産物の森林税を増額する改正法 (An Act Incorporating Certain Sections of the National Internal Revenue Code of 1977, as Amended, to Presidential Decree No. 705, as Amended, Otherwise Known as “the Revised Forestry Code of the Philippines,” and Providing Amendments Thereto by Increasing the Forest Charges on Timber and Other Forest Products, RA 7161)
次に掲げる未処理のラタン (Rattan) の棒 a. 加工や製造を一切行っていないラタンの棒 b. 所用の寸法に裁断していないラタンの棒 c. 保存処理を一切していないラタンの棒	ラタンに関する改正規則 (Revised Regulations Governing Rattan Resources, DAO 1989-04)
天然木 (自然発生した樹木) から生産した丸太、杭及びパイル (丸太の剥き芯、フリッチ及び枕木を含む)	- 天然林及び残存林における木材の伐採及び収穫の一時停止の宣言並びに違法伐採防止タスクフォースの設置のための 2011 年行政命令第 23 号 (EO 23) - 製材品及び人工林丸太輸出に関する輸出規制 (Regulations Governing the Exportation of Lumber and Plantation Logs, DAO 1988-33)
「高級広葉樹」又は保護種から生産された製材品、ボウルその他の半加工製品。	インドカリンその他の高級広葉樹種の伐採又は集材に関する暫定ガイドライン (Interim Guidelines on the Cutting/Gathering of Narra and Other Premium Hardwood Species, DAO 1987-78)

注：表中の「高級広葉樹」とは次の樹種をいう。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ Narra (<i>Pterocarpus indicus</i>) ▪ Molave (<i>Vitex Parviflora</i>) ▪ Dao (<i>Dracontomelon dao</i>) ▪ Kamagong (<i>Diospyros blancoi</i>) ▪ Ipii (<i>Instia bijuga</i>) ▪ Akle (<i>Albizia acie</i>) ▪ Apanit (<i>Mastixia philippinensis</i>) ▪ Banuyo (<i>Wallaceosendron celebicum</i>) ▪ Batikuling (<i>Lisea leytenensis</i>) | <ul style="list-style-type: none"> ▪ Betis (<i>Madhuca betis</i>) ▪ Kalantas (<i>Toona calantas</i>) ▪ Lanete (<i>Wrightia pubescens</i> subsp. Lanti) ▪ Lumbayao (<i>Heretiera javanica</i>) ▪ Sangilo (<i>Pistacia chinensis</i>) ▪ Supa (<i>Sindora supa</i>) ▪ Tidalo (<i>Azelia rhomboidea</i>) ▪ Teak (<i>Tectona philippinensis/ Tectona grandis</i>) ▪ Manggis (<i>Koompassia excelsa</i>) |
|---|---|

資料：Bureau of Customs, “Dissemination of List of Prohibited and Regulated Products for Export as of December 2019”, CMC 240-2020, October 6, 2020.

C. 輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則

2021 年に公布された「輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則 (Revised Regulations Governing the Entry and Disposition of Imported Wood Products, DAO No. 2021-06)」

は、木材の輸入を国産材供給が国内需要を満たせるまでの間の木質原料の継続的な供給を確保するための暫定措置として位置付け、木材製品輸入の要件及び手続きの合理化により既存の木材加工工場能力の確保及び国産材供給能力の増強並びに家具その他の木材産業の雇用と収入の創造を目的として制定された²⁵⁰。

この規則で適用範囲としている物品は、関税分類番号 HS4401 から HS4413 までの区分に該当する木材・木材製品及び同じく HS4701 から HS4705 までの区分に該当するパルプである²⁵¹。

表Ⅲ－11 輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則の対象物品

関税分類	品 名
HS 4401	のこくず及び木くず（棒状、プリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材
HS 4402	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）
HS 4403	木材（粗のものに限るものとし、皮もしくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）
HS 4404	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの
HS 4405	木毛及び木粉
HS 4406	木製の鉄道用又は軌道用の枕木
HS 4407	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが 6 ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
HS 4408	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが 6 ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
HS 4409	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
HS 4410	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード (OSB) その他これに類するボード（例えば、ウェファ－ボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）
HS 4411	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）
HS 4412	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
HS 4413	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は型材のものに限る。）
HS 4701	機械木材パルプ
HS 4702	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）
HS 4703	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）
HS 4704	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）
HS 4705	機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ

出典：輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則第 3 条

輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則では、木材を輸入できる者を次

²⁵⁰ 輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則第 2 条

²⁵¹ 輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則第 3 条

のように定めている²⁵²。

- 輸入木材の代理店、請負業者又は販売業者として登録されている木製家具の製造業者、代理店又は請負業者
- 環境天然資源省が発行した丸太、ポール及び杭又は製材品のディーラー証書所持者
- ポール及び杭又は木材販売業者の許可書を取得している木材加工工場（WPP）許可証所持者又は木材加工工場登録証明書所持者

2021年7月にフィリピン税関が発した「環境天然資源省行政命令」²⁵³によると、輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則により、通関港から目的地までの輸送のために必要な輸入木材製品の輸送関係書類の簡素化がなされるとともに、輸入する木材・木材製品の通関港が追加された。

輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則が定める通関港から目的地までの輸入木材・木材製品に添付しなければならない書類は次のとおりである²⁵⁴。

- i 輸入許可証又は輸入木材製品輸入業者登録証書
- ii 関税局が発行した植物防疫検疫輸入許可証（SPSIC）又は植物検疫サービス証明書（PQSC）（原産国が発行した植物検疫証明書又は要求若しくは適用された検疫処置の種類を記載した証明書）（該当する場合）
- iii 輸入申告書及び国税申告書（BOC IEIRDフォーム236）
- iv 商業送り状
- v 船荷証券（B/L）
- vi 梱包明細書（梱包された貨物の品目別数量、重量及び説明を記載した一覧表）
- vii CITES輸入許可証（該当する場合）

さらに、輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則が定める木材・木材製品の通関港は次表のとおりである。

表Ⅲ－12 輸入木材・木材製品の通関港

地域名	港 名	地域名	港 名
Luzon	▪ Poro Point, San Fernando, La Union ▪ Sta. Ana, Cagayan ▪ Mariveles, Bataan ▪ Subic Bay Port ▪ Legaspi City ▪ South Harbor, Manila ▪ North Harbor, Manila ▪ Batangas City	Visayas	▪ Iloilo City ▪ Cebu City ▪ Bacolod City ▪ Dumaguete City
		Mindanao	▪ Cagayan De Oro City ▪ Butuan City ▪ Bislig, Surigao del Sur ▪ Davao City ▪ Zamboanga City ▪ Parang, Maguindanao ▪ General Santos City

資料：輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則第6条

²⁵² 輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則第5条

²⁵³ “Department of Environment and Natural Resources (DENR) Administrative Order (DAO) 2021-06”, Custom Memorandum Circular, No. 154-2021.

²⁵⁴ 輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則第8条

D. 木材製品を輸入するときの輸入相手企業の事前調査

フィリピンで木材・木材製品を輸入するときは、事前に輸入相手国に所在するフィリピンの大使館又は領事館が行う輸入相手企業の調査を税関に申請しなければならない。調査を申請するときは、売買当事者間で締結した合意書を提出する。輸入相手国に所在するフィリピンの大使館又は領事館により調査が完了すると、輸入業者に調査結果通知書が公布され、輸入業者はこの通知を受け取ってから当該輸出業者の木材・木材製品の通関手続きを開始できる。

輸入相手国に所在するフィリピンの大使館又は領事館の調査は、輸入相手企業の確認及び合意書に署名した者及び署名が署名者の自由意志に基づき行われた事実の確認並びにフィリピンの輸入業者が輸入しようとしている木材・木材製品の合法性及び原産地の確認をするために行われている²⁵⁵。

さらに、売買当事者間の合意書には、取引予定の木材の種類（樹種、品目）、寸法、年間取引予定量、取引価格に係る事項及び代金の精算方法の記載があり、環境天然資源省はこれらのデータを管理して、輸入業者登録証書を発行するときには輸入相手企業別の年間取引予定量を同登録証書に記入する他、事業所に対する管理監督活動のための基礎データとして用いている。

なお、木材・木材製品の輸出入全般に係る法令、手続き及び必要書類については、前回の調査報告書に掲載されているので参照いただきたい²⁵⁶。

²⁵⁵ 「丸太、木材、製材品及び非木質林産物の原産地証明書の発行に関するガイドライン（Revised Guidelines Governing the Issuance of Certificate of Origin for Logs, Timber, Lumber and Non-timber Forest Products, DAO 1994-07）」第11条の規定が定める原産地証明書を作成するときには公務員の介入を要するとの要件を満たすための行為

²⁵⁶ 林野庁『平成29年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）報告書 抜粋 《フィリピン共和国》』、2019年3月、60～65頁

(3) 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

前掲の輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則に関連して、輸入に関連する文書を掲載する。

図Ⅲ－４は、輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則が定める輸入木材製品輸入業者登録証の様式で、この登録を受けた者は登録証書を社内の目立つ場所に表示している。

この様式は、下線部分に任意のデータが記載されるようになっており、中央部からやや下に位置するサプライヤー及び取扱い材積を記載する欄は、複数のサプライヤーから輸入を行っている業者の登録証書の場合、サプライヤーの取扱い材積がサプライヤー別に一行ずつ加えられて複数の行で表示される。

輸入木材製品輸入業者登録証書に記載されているサプライヤー別の年間取引予定量のデータは、輸入を開始する前に輸入相手国に所在するフィリピン大使館又は領事館が行った輸入相手業者に係る調査を申請するときに提出した売買当事者間の合意書に記載されていた年間取引予定量の材積である。

輸入相手国に所在するフィリピン大使館の調査結果通知文書の事例を図Ⅲ－５に、合意書の事例を図Ⅲ－６に掲げて報告する。

図Ⅲ－４ 輸入木材製品輸入業者登録証書の様式

 Republic of the Philippines Department of Environment and Natural Resources NATIONAL CAPITAL REGION National Ecology Center, East Avenue, Diliman, Quezon City		
CERTIFICATE OF REGISTRATION Registration No. _____ This is to certify that, _____		
Mr./Mrs. _____, a Filipino citizen of _____ that has been registered (Proprietor) (Office Address) in this Office as IMPORTER/DEALER OF WOOD MATERIALS ()		
Pursuant to the pertinent provision of PD No. 705, as amended, and in accordance with the provision of DAO No. 99-46 and the regulations promulgated thereto, and subject to the Terms and Conditions enumerated at the back of permit, and such other additional regulation which may hereinafter prescribed. The registrant has purchase order(s) with the following:		
SUPPLIER _____	VOLUME (CUM) _____	
The place of its/his/her business operation is in _____. This Certificate of Registration is non-negotiable and non-transferable and, unless sooner terminated, will expire on _____.		
Issued on _____ at Quezon City, Philippines.		
_____ Regional Executive Director		
Forestry Bond (Cash): O.R. No.: _____ Date: _____	Application/Oath Fee: O.R. No.: _____ Date: _____	Registration Fee: O.R. No.: _____ Date: _____

出典：輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則附属資料 A

図Ⅲ－４（つづき） 輸入木材製品輸入業者登録証書の様式（仮訳）



Republic of the Philippines
Department of Environment and Natural Resources
NATIONAL CAPITAL REGION
National Ecology Center, East Avenue, Diliman, Quezon City

登録証書
CERTIFICATE OF REGISTRATION
Registration No. _____ (登録番号)
This is to certify that,

(企業名)

本書は次の（企業名）
を証明する

PD No.705（修正を含む）の関連規定、DAO No.99-46 の規定及びこれらに基づいて公布された規制に基づき、許可証の裏面に列挙された利用規約及び今後規定される可能性があるその他の追加規制に従います。登録者は、次の注文書を保有している。

（代表者氏名）は、フィリピン国民であり、（事業者所在地）の事務所に（取扱い品目）の木質材料の輸入業者又は販売業者として登録されている者である。

Mr./Mrs. _____ (代表者氏名) a Filipino citizen of _____ (事業所所在地) that has been registered
(Proprietor) (Office Address)
in this Office as
IMPORTER/DEALER OF WOOD MATERIALS
(取扱い品目)

Pursuant to the pertinent provision of PD No. 705, as amended, and in accordance with the provision of DAO No. 99-46 and the regulations promulgated thereto, and subject to the Terms and Conditions enumerated at the back of permit, and such other additional regulation which may hereinafter prescribed. The registrant has purchase order(s) with the following:

SUPPLIER	VOLUME (CU.M)
(輸出企業名)	(年間取引予定量)

The place of its/his/her business operation is in _____ (輸入材取扱い場所). This Certificate of Registration is non-negotiable and non-transferable and, unless sooner terminated, will expire on _____ (有効期限).

Issued on _____ (発行日) at Quezon City, Philippines.

森林保証金
Forestry Bond
(Cash): _____ (金額)
O.R. No.: _____ (領収書 No.)
Date: _____ (日付)

申請宣誓手数料
Application/Oath Fee: _____ (金額)
O.R. No.: _____ (領収書 No.)
Date: _____ (日付)

登録手数料
Registration Fee: _____ (金額)
O.R. No.: _____ (領収書 No.)
Date: _____ (日付)

(地域事務局長署名)
Regional Executive Director

事業を展開している場所は（輸入材取扱い場所）であり、この登録証明書は譲渡不可で、早期に終了しない限り、有効期間は（有効期限）である。

出典：輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則附属資料 A

図Ⅲ－５ 輸入相手国に所在するフィリピン大使館の調査結果通知文書の事例



EMBASSY OF THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
Stockholm

CONSULAR SECTION) S.S.
STOCKHOLM, SWEDEN)

SAMPLE

総領事氏名

BEFORE ME, [REDACTED], Consul General of the Embassy of the Philippines in Stockholm, Sweden, duly authorized and qualified, personally appeared [REDACTED]

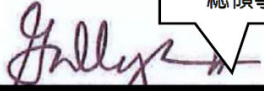
輸出企業名

to me, known to me, to be the same person who is the signatory of the attached MEMORANDUM OF AGREEMENT acknowledged before me that he executed the same and that it is of his own free will and deed.

For the contents of the annexed documents, the Embassy assumes no responsibility.

IN WITNESS WHEREOF, I have hereunto set my hand on these presents and affixed hereon the seal of the Embassy of the Philippines at Stockholm, Sweden this 30th day of July 2024.



総領事氏名

Consul General

【本文仮訳】

スウェーデンのストックホルムに所在するフィリピン大使館の総領事（総領事氏名）は、正式に権限と資格を有し、（輸出企業名）として私の前に直接現れ、添付の合意書の署名と同一の人物であることを確認し、同人が署名したこと及びそれが彼自身の自由意志と行為であることを私の前で認めました。

添付文書の内容については、大使館は一切責任を負いません。

以上の証として、私は本書に署名し、2024年7月30日にスウェーデンのストックホルムに所在するフィリピン大使館の印章を押印します。

図Ⅲ－６ 合意書の事例

SAMPLE			
<u>MEMORANDUM OF AGREEMENT</u>			
This memorandum of agreement is entered into the day of between; Seller		合意書締結日	
and Address:		販売業者名 販売業者所在地	
And		購入業者名 購入業者所在地	
Buyer and Address:			
Whereas both parties agree to transact the sale and purchase of Lumber for period of ten (10) years according to the specifications, terms and conditions (if any) stated below:			
1. Lumber specifications (Pine/ Spruce) and Engineered wood. 2. Various lengths of 2000 mm to 6100 mm, and cross sectional dimension of 16 mm to 500 mm. 3. Annual estimate total volume of up to m3 subject to mutual agreement. 年間予定取引量 4. Price (s) to be determined based on prevailing market value at the same time order volume agreed quarterly; otherwise changes arise shall agreed by both parties. 5. Payment by Buyer is as per shipment agreed through Telegraphic Transfer to Seller's bank account number.			
In witness whereof, the parties have affixed their signatures on the dates listed below.			
By Seller:		By Buyer:	
Name		氏 名 (署 名)	Name
Position:		役職名	Position:
Date:		日 付	Date:
【仮訳】 合 意 書 本合意書は（合意書締結日）に販売者（販売業者名・販売業者所在地）及び購入者（購入業者名・購入業者所在地）により締結された。 両当事者は、次に掲げる仕様及び条件（該当する場合）に基づいて、10年間製材品の売買を行うことに合意する。 1. 規格化された製材品（マツ及びスプルース）及びエンジニアドウッド。 2. 長さ 2,000mm から 6,100mm まで、木口寸法 16mm から 500 mm までの多様な寸法。 3. 年間予定総量は、双方の合意により最大で（年間予定取引量）とする。 4. 価格は、四半期別に合意された注文量とともに市場価格に基づいて決定される。それ以外の場合は、両当事者の合意によるものとする。 5. 購入者による支払いは、合意された出荷別に販売者の銀行口座に電信送金により行う。 本契約の証として、両当事者は次の日付で署名する。			

3. 木材生産・流通状況調査

(1) 調査対象国の木材生産・流通の特徴

2022 年におけるフィリピンの丸太及び主要木材製品の名目消費量²⁵⁷は、丸太が 80 万 8,000 m³、製材品が 91 万 7,000 m³、合板は 89 万 2,000 m³である。名目消費量に占める国内生産量の割合は、丸太が 99%、製材品が 38%、合板は 24%である。

このようにフィリピンの木材市場は規模が限定的であり、かつ、既存の工場が使用する丸太はほぼ国産材の供給で満たされているものの、製材品、合板その他の木材製品については需要の多くを輸入に依存しているのが特徴である。

フィリピン政府は、国内の人工林資源の充実を促進する一方で、木材輸入を国産材供給が国内需要を満たせるまでの暫定措置として位置付けている²⁵⁸。

① 木材生産

2022 年の丸太生産量は 139 万 7,000 m³であり、用途別丸太生産量は、産業用丸太が 79 万 7,000 m³ (57%)、薪用丸太は 60 万 m³ (43%) である。2018 年には 126 万 4,000 m³であった丸太生産量は、コロナパンデミックが始まった 2019 年には 107 万 2,000 m³まで減少したが、その後回復している。

表Ⅲ－13 用途別丸太生産量

	(1,000 m ³)				
	2018	2019	2020	2021	2022
計	1,264	1,072	1,113	1,572	1,397
産業用	884	948	832	827	797
薪用	380	124	281	745	600

資料: "Philippine Forestry Statistics", Forest Management Bureau, DENR.

フィリピンでは、天然林及び残存林の伐採が禁止されているため、2022 年の産業用丸太生産量 79 万 7,000 m³の内の 79 万 4,000 m³ (99.6%) は人工林で生産されている。人工林以外で生産された 3,000 m³ (0.4%) の丸太は、天然林又は残存林以外の林地において自然に発生した立木から生産したものである²⁵⁹。

産業用丸太は、ファルカタ (*Paraserianthes falcataria*) が主要樹種である。2022 年においては産業用丸太生産量の 77% (61 万 3,000 m³) がファルカタであり、ファルカタが産業用丸太生産量に占める割合は 2018 年の 63%から 2022 年に至るまで一貫して拡大している。

ファルカタ以外に産業用丸太として生産されている樹種としては、マホガニー (*Swietenia macrophylla*)、アカシアマンギウム (*Acacia mangium*)、メリナ (*Gmelina arborea*) などがあるが、生産量は限られている。2022 年の樹種別生産量は、マホガニーが 6 万 6,000 m³ (産業用丸太生産量の 8%)、アカシアマンギウムが 2 万 9,000 m³ (同 4%)、メリナは 2 万 7,000 m³ (同 3%) であった。

ファルカタ及びアカシアマンギウムは、パルプ用材としての需要がある他、アカ

²⁵⁷ 名目消費量＝生産量＋輸入量－輸出货量として計算

²⁵⁸ 輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則第 2 条

²⁵⁹ "Philippine Forestry Statistics", Forest Management Bureau, DENR, 2022

シアマンガウムはマホガニーの代替材として合板にも使用されている²⁶⁰。

表Ⅲ－14 樹種別産業用丸太生産量

(1,000 m³)

一般名		学 名	2018	2019	2020	2021	2022
和 名	フィリピン名						
計			884	948	831	827	797
ファルカタ	Falcata	<i>Paraserianthes falcataria</i>	561	633	571	593	613
アカシアマンガウム	Mangium	<i>Acacia mangium</i>	90	119	74	23	29
マホガニー	Mahogany	<i>Swietenia macrophylla</i>	64	77	64	52	66
メリナ	Yemane	<i>Gmelina arborea</i>	44	62	72	36	27
レインボーユーカリ	Bagras	<i>Eucalyptus deglupta</i>	33	16	6	0	1
パラゴムノキ	Para Rubbe	<i>Hevea brasiliensis</i>	13	12	9	2	7
モンキーポッド	Acacia	<i>Samanea saman</i>	5	3	3	2	4
イピルイピル	Ipil-ipil	<i>Leucaena leucocephala</i>	3	3	5	0	1
その他			71	23	27	119	49

資料: "Philippine Forestry Statistics", Forest Management Bureau.

② 木材製品生産

2022 年現在、フィリピンには 211 件の木材製品加工工場が存在している。

種類別木材加工工場数は、製材工場が 158 件と最も多く、この中には製材品を再加工する 11 件の再加工工場が含まれている。丸太から製材を行う製材工場数は 2018 年の 107 工場から 2022 年には 141 工場に 32%増加し、工場の増加とともに製材品生産量も増加している。製材品生産量は 2018 年の 17 万 m³から 2022 年には 34 万 4,000 m³と倍増し、1 工場あたりの製材品生産量は、同期間に 1,589 m³から 2,440 m³に 53%も増加している。

2022 年における合単板工場数は 10 件あり、この件数は 2018 年の 43 件から大幅に減少している。一方で、複数の木材製品を生産し、複数の販路を有する複合工場 (Integrated Plant) の件数は、2018 年の 17 件から 2022 年には 39 件に大きく増加している。合単板工場の中には業務を拡大して、統計上、合単板工場に分類される工場から複合工場に分類される工場に移行したものが存在している²⁶¹。合単板の 2018 年から 2022 年までの生産量の推移は、単板については増減があるもののほぼ横ばい、合板は 2018 年の 18 万 9,000 m³から 2022 年の 21 万 8,000 m³に 29%増加している。この他、ブロックボード生産量は、増減しながら減少し、生産量は 2018 年の 9 万 m³から 2022 年には 2 万 3,000 m³と 74%もの減少となった。

さらに、繊維板については、2018 年には生産量が 1 万 m³あったが、2020 年以降は毎年 3,000 m³で推移している。繊維板工場数は、2020 年から統計に掲載されており、その件数は 1 件である。

²⁶⁰ “Philippine Wood Products Report”, Gain Report, FAS, USDA, 2021, p 3

²⁶¹ 森林管理局による解説

表Ⅲ－15 主要林産物生産量

(1,000 m³)

	2018	2019	2020	2021	2022
製材品	170	246	284	212	344
単 板	213	285	168	291	213
合 板	189	210	120	261	218
繊維板	10	6	3	3	3
ブロックボード	90	92	48	56	23

資料："Philippine Forests at a Glance", Forest Management Bureau, DENR.

表Ⅲ－16 木材加工工場数

(件)

	2018	2019	2020	2021	2022
計	167	233	156	198	211
製材工場	107	156	98	140	158
丸太を製材する工場	107	156	91	127	147
製材品を再加工する工場	—	—	7	13	11
合単板工場	43	69	13	15	10
集成材工場	—	—	—	1	—
複合工場	17	8	39	38	39
繊維板工場	—	—	1	1	1
保存処理工場	—	—	4	2	2
マッチ工場	—	—	1	2	1

注：「複合工場」とは、複数の種類の木材製品を生産し、複数の販路を持つ工場をいう。

資料："Philippine Forests at a Glance", Forest Management Bureau, DENR.

③ 木材製品貿易

森林管理局は、木材・木材製品及び紙・パルプの貿易額を集計して公表している。この数値によれば、2022 年の木材・木材製品及び紙・パルプの輸出額は 10 億 1,000 万 USD、同じく輸入額は 26 億 USD（金額は輸出、輸入ともに FOB ベース）であり、輸入額は輸出額の 2.6 倍に達している。

フィリピンにとって日本は、最も重要な木材・木材製品及び紙・パルプの輸出相手国である。2022 年の相手国別輸出額の順位は、日本が第 1 位（5 億 100 万 USD）であり、第 2 位の米国の輸出額（1 億 4,000 万 USD）を大きく引き離している。

品目別輸出額のシェアは、第 1 位が製材品（シェア 22%）、第 2 位がその他木製品（同 17%）、第 3 位がパルプ及び再生紙（同 16%）、第 4 位が紙、紙製品及び板紙（同 11%）、第 5 位は木製家具（同 11%）である。日本はこれら 5 品目のうち、紙、紙製品及び板紙を除く品目で主要相手国になっている。

2022 年の木材・木材製品及び紙・パルプの相手国別輸入額の順位は、中国が第 1 位（6 億 9,100 万 USD）であり、日本は第 3 位（輸入額 2 億 7,500USD）である。この他の主要相手国は、第 2 位が隣国のインドネシア（2 億 8,300USD）、第 4 位が

米国（1億7,400万USD）、第5位はカナダ（1億6,500万USD）である。

品目別輸入額のシェアは、紙、紙製品及び板紙が53%と半分以上を占めている。その他は、製材品が18%、合板が11%、木製家具が7%、パルプ及び再生紙は4%のシェアを占めている。品目別輸入額シェアにおいて日本が主要相手国となっている品目は、紙、紙製品及び板紙、合板並びに木製家具である。

表Ⅲ－17 相手国別品目別貿易額（2022年）

（単位：百万USD、%）

相手国別貿易額			品目別貿易額シェア		
区分	相手国	金額	品目	シェア	主要相手国
輸出	計	1,010	計	100	
	日本	501	製材品	22	日本、中国、ベトナム
	米国	140	その他木製品	17	日本、米国、韓国
	中国	107	パルプ及び再生紙	16	オランダ、英国、日本
	オランダ	63	紙、紙製品及び板紙	11	米国、インドネシア、タイ
	英国	51	木製家具	11	米国、日本、オランダ
	その他	148	その他	23	
輸入	計	2,600	計	100	
	中国	691	紙、紙製品及び板紙	53	中国、インドネシア、日本
	インドネシア	283	製材品	18	カナダ、ドイツ、フィンランド
	日本	275	合板	11	中国、日本、インドネシア
	米国	174	木製家具	7	中国、マレーシア、日本
	カナダ	165	パルプ及び再生紙	4	米国、NZ、中国
	その他	1,012	その他	7	

注1：金額は、輸出、輸入ともにFOBベース。

2：集計対象品目には、木材・木製品の他に紙及び紙製品、パルプ並びに木製家具を含む。

資料：“Philippine Forests at a Glance”, Forest Management Bureau, DENR, 2023 Edition.

丸太及び主要木材製品の貿易量を表Ⅲ－18に掲げた。フィリピンの主要木材製品の貿易の特徴は、丸太の輸出がないこと、製材品については2020年以降貿易量が増加し、輸入量をやや下回る輸出がなされていること、合板の輸入が2020年以降増加したことにある。

国産材丸太は、国内需要を満たすだけの供給力がないこと、地元の既存工場の能力を活用するために増強が必要であるとの政策的位置づけがなされていること²⁶²から、輸出禁止品目ではないものの実質的に輸出されていない。

丸太は2022年に1万1,000 m³輸入されたが、この量は2018年の15万2,000 m³から大幅に減少している。

その一方で、製材品の輸出入量は2020年に大幅な増加して2022年の輸入量は57万5,000 m³、輸出量は53万3,000 m³に達している。さらに、合板の輸入量については、2019年の1,000 m³から2020年には78万3,000 m³に急増し、その後やや減少して2022年には67万9,000 m³となっている。

ただし、2020年以降に急激な増加がみられる製材品及び合板の輸入は、フィリピン国内の需要に全て結びついているわけではない。後述するように、フィリピンで

は、輸入した木材製品を住宅コンポーネント部材及びプレカット部材に加工して日本に輸出する企業が存在する。表Ⅲ-17 の輸入欄の合板の主要相手国として日本が登場し、同表の輸出欄の製材品及びその他木製品の輸出相手国のトップにも日本が掲げられている背景には、流通量が限られている市場における大規模な木材取扱い企業の企業活動がある。

表Ⅲ-18 丸太及び主要木材製品貿易量

		(1,000 m ³)				
		2018	2019	2020	2021	2022
輸 出	丸 太	—	—	—	—	—
	薪	2	2	0	0	0
	製材品	61	89	328	533	533
	合 板	0	—	58	68	62
	単 板	15	0	0	0	0
輸 入	丸 太	152	38	11	22	11
	製材品	74	111	406	673	575
	合 板	3	1	783	809	679
	単 板	79	72	72	70	89

資料：Philippine Statistic Authority (PSA)

(2) 森林認証システムの導入状況

フィリピンでの森林認証は、FSC による認証 1 件だけであり、その認証面積は 1 万 507ha である。この森林認証を取得しているのは、フィリピンで 4 万 5,000ha 以上の森林を保有し、年間 75 万 t のペレットを生産して輸出している米国のエネルギー開発企業の子会社である²⁶³。

CoC 認証は 72 件発行されており、その内訳は、FSC が 67 件、PEFC は 5 件である²⁶⁴。

このように、フィリピンでは森林認証が普及していない。森林認証が普及しない背景としては、海外市場の規模が限定されていること、国との協定により設定する森林の土地利用権の 8 割がコミュニティによる管理であり、そこで生産している樹種はファルカタをはじめとする早生樹種で、主に地域の加工工場に国の管理監督を経ながら出荷されていることなどがあると考えられる。

²⁶³ <https://www.luminocapital.com/>

²⁶⁴ 森林認証及び CoC 認証のデータは、FSC は 2025 年 2 月現在、PEFC は 2024 年 9 月現在

(3) 違法伐採に関する関連情報

① LAWIN システムによる監視活動

環境天然資源省は、前掲の LAWIN システムを主なツールとして森林の管理を強化している。

森林管理局は環境天然資源省に対し、LAWIN システムによる巡回活動として、3,410 人の森林警備隊員及び森林保護官で構成する巡回員が 2023 年 1 月から 10 月末までに 10 万 6,000km にわたる巡回を実施して 6,441 件の脅威を発見し、この内の 5,346 件 (83%) を解決したこと、観察された主な脅威は、庭の造成、農地開発、伐採、小屋及び家屋の建設、インフラの設置並びにごみの不法投棄であったことを報告している²⁶⁵。

② 違法伐採ホットスポットの指定

環境天然資源省は、違法伐採のホットスポット（生物学的に豊かでありながら脅威にさらされている地域）を自治体単位で指定している。違法伐採のホットスポットに指定された自治体件数は、2011 年の 197 件から 2023 年には 10 件にまで減少している。森林管理局の説明によれば、2025 年 1 月現在では、ホットスポットに指定されている自治体の件数がさらに減少して 7 件となっている。

表Ⅲ-19 違法伐採ホットスポット指定自治体件数

	2011	2018	2019	2020	2021	2022	2023
自治体数	197	16	14	19	18	16	10

資料："Philippine Forests at a Glance", Forest Management Bureau, DENR

違法伐採のホットスポットに指定されている自治体は、2022 年にはルソン島のカガヤン州 (Cagayan) 及びイサベラ州 (Isabela) に各 1 件あったが、2023 年にはこれら 2 件の自治体のホットスポット指定が解除されている。さらにこれらとともに、2023 年にはミンダナオ島の南アグサン州の 1 件、東ダバオ州の 2 件及びダバオ・デ・オロ州の 1 件の自治体のホットスポット指定が解除されている。

その結果、2023 年にホットスポットに指定されている 10 件の自治体は、パラワン島 (州) の 1 件を除く 9 件全てがミンダナオ島東部に集中している。

違法伐採のホットスポットが管轄地域に存在する環境天然資源省の現地事務所は、環境天然資源省に対して管理する森林面積が広いほど違法伐採が発生しや

表Ⅲ-20 州別違法伐採ホットスポット指定自治体件数 (2023 年)

州 名	自治体数
計	10
南アグサン州 (Agusan del Sur)	5
南スリガオ州 (Surigao del Sur)	2
東ダバオ州 (Davao Oriental)	1
ダバイ・デ・オロ州 (Davao de Oro)	1
パラワン州 (Palawan)	1

資料："Philippine Forests at a Glance", Forest Management Bureau, DENR

²⁶⁵ "Submission of Inputs to the DENR Annual Report for FY 2023", Forest Management Bureau, DENR, p 31

すいため、森林の管理区域を細分化するなどの改善策を提案しており²⁶⁶、同省では違法伐採対策のさらなる推進の方策を検討している。

③ 木材加工工場許可に係る事項

ホットスポットに指定されている自治体では、木材加工工場の新設が認められていない。木材加工工場の設立及び運営に係る改正規則（Revised Regulations Governing the Establishment and Operations of Wood Processing Plants (WPPS), DENR 2021-05）」は、木材加工工場の新規設立申請について、申請書に木材加工工場を設立する場所が違法伐採のホットスポットではない事実を証明するための環境天然資源省地域事務所が発行する証明書の添付を義務付けている²⁶⁷。工場建設予定地の自治体が違法伐採のホットスポットに指定されている場合は、工場の設立申請は見送られる。

さらに、木材加工工場が5年間を有効期限とする木材加工工場の許可を更新するときは、申請する木材加工工場が過去に違法伐採活動に関与していない旨を明記した環境天然省コミュニティ事務所又は同省州事務所が発行する優良証明書を更新申請書に添付する定めになっている²⁶⁸。

²⁶⁶ 前掲に同じ

²⁶⁷ 木材加工工場の設立及び運営に係る改正規則第6条第1項

²⁶⁸ 木材加工工場の設立及び運営に係る改正規則第6条第2項

(4) その他

【木材・木材製品の対フィリピン貿易の特徴について】

財務省の貿易統計によれば、2023 年に日本がフィリピンから輸入した木材・木材製品（HS44 類）の額は 1,320 億 500 万円である。この輸入額は、同年の木材・木材製品輸入総額（1 兆 3,994 億 3,939 万円）の 9 % にあたり、フィリピンは国別輸入額の順位では、第 1 位のベトナム（2,158 億 6,500 万円）、第 2 位の中国（1,755 億 8,400 万円）、第 3 位の米国（1,491 億 100 万円）に次いで第 4 位である。ただし、日本とフィリピンの木材・木材製品の貿易については、次に述べる特徴があるので、これまでの報告内容を補う情報として報告する。

A. フィリピンからの輸入

フィリピンからの木材・木材製品の輸入には、輸入品目が HS. 4418 の建具及び建築用木工品に含まれる「構造用木材製品」に特化しているという特徴がある。

2023 年のフィリピンからの構造用木材製品の輸入額は 1,220 億 700 万円であり、同国からの輸入額の 92 % を占めている。さらに構造用木材製品が含まれる建具及び建築用木工品の中には、構造用木材製品以外に、輸入額が 45 億 2,300 万円である「熱帯産以外の戸及びその枠並びに敷居」に該当する物品の輸入額が含まれており、「構造用木材製品」と「熱帯産以外の戸及びその枠並びに敷居」の合計輸入額（1,265 億 3,000 万円）は、フィリピンからの輸入額の 95 % を占めている。

表Ⅲ－21 日本の国別木材・木材製品輸入額（2023 年）

		(百万円)
国 名		輸入額
計		1,399,439
1	ベトナム	215,865
2	中国	175,584
3	米国	149,101
4	フィリピン	132,006
5	カナダ	128,350
6	インドネシア	115,692
7	マレーシア	84,300
8	オーストラリア	67,991
9	フィンランド	43,904
10	ニュージーランド	35,310
その他		251,336

資料：財務省『貿易統計』

表Ⅲ－22 フィリピンからの品目別木材・木材製品輸入額（2023 年）

		(百万円)
品 目		輸入額
計		132,006
建具及び建築用木工品		126,941
内、	構造用木材製品	122,007
木炭		1,992
その他木製品		1,068
食卓/台所用品		499
加工材		358
単板		357
LVL		202
製材品		163
セルラーウッドパネル		99
合板		93
その他		234

資料：財務省『貿易統計』

フィリピンから「構造用木材製品」を輸出している工場が製造している具体的な製品は、ツーバーフォー住宅用を主体とする住宅コンポーネント部材及びプレカット部材であり、両製品とも邸別に製造し、コンテナを用いて日本に輸出している。

この工場が製造しているコンポーネント資材の加工度は高く、例えば壁材の場合、木製の壁枠に外壁、断熱材及び完成した窓の設置並びにコンセントを含む電気配線及び接続する他の住宅部材との接合用金具の設置及び釘の仮打ちなどが施され、建築現場ではコンポーネント部材を組み立てて内装工事を行えば住宅がほぼ完成する段階までの加工がなされている。

このようにフィリピンから日本に輸出している「構造用木材製品」は加工度が極めて高いコンポーネント部材であるため、貿易統計品目としては44類の木材・木材製品に含まれているものの、輸入申告額には使用している木質部材の価額だけではなく、前掲の外壁、断熱材、完成した窓などの木材以外の価額が含まれて高額になっている。

B. フィリピンへの輸出

2023年のフィリピン向け木材・木材製品の輸出額は、111億9,200万円である。主要輸出品目は合板（94億8,800万円）及び製材品（10億6,900万円）であり、これら2品目で輸出額の94%を占めている。

フィリピン向け合板輸出量は10万9,096 m³であり、ほぼ全量が針葉樹合板である²⁶⁹。同じく製材品輸出量は1万7,486 m³であり、製材品輸出量の94%はスギの製材品（1万6,675 m³）が占めている。

なお、前掲の「構造用木材製品」を日本向けに製造しているフィリピンの工場は、経済特区に立地しており、同工場を経済特区に設立するときに、フィリピン産の木材を使用しないこと、加工した製品をフィリピン国内に出荷しないことを条件に環境天然資源省から木材加工工場の許可を得ている。

このため、この工場が木質原材料を調達するときの前提条件は、輸入材であること、かつ、フィリピンの税関及び環境天然資源省が輸入木材製品に義務付けている合法性が証明できるものであることにある。その結果、この工場では、木質原材料を日本、北米及び欧州を産地とするFSC又はPEFCが認証した製品に限定している。

表Ⅲ－23 フィリピン向け木材・木材製品輸
出量（2023年）

(百万円)			
品 目	単位	数 量	輸 出 額
計	—	—	11,192
合板	m ³	109,096	9,488
製材品	m ³	17,486	1,069
切削板	m ³	8,063	320
ブロックボード	m ³	1,939	180
戸・戸枠・敷居	t	79	35
グルーラム	t	205	29
加工材	m ³	45	20
単板	t	1	4
箸	t	2	14
パレット	t	12	5
その他	—	—	28

資料：財務省『貿易統計』。

²⁶⁹ 針葉樹合板の他に5 m³の広葉樹合板の輸出がある